

古殿町
第8次高齢者福祉計画
第7次介護保険事業計画
～ふるどの高齢者いきいきプラン～
(計画期間:平成30年度～平成32年度)



平成30年3月
古殿町

ふるどの高齢者いきいきプラン

目次

総論

第1章 計画策定の概要	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画の期間	2
第4節 計画策定の経緯	3
第5節 日常生活圏域の設定	4
第6節 国の動向	5
第2章 介護保険サービスの現状	7
第1節 高齢者人口及び認定者数等の推移	7
第2節 介護保険サービスの利用状況	13
第3節 アンケートの結果概要	19
第4節 前計画の評価	32
第3章 計画の基本的方向	34
第1節 基本理念	34
第2節 計画の基本目標	35
第3節 施策の体系	37

各論

第1章 施策体系の展開	40
第1節 地域包括ケアシステムの構築	40
第2節 新しい総合事業の推進	44
第3節 医療・健康づくり支援の推進	48
第4節 高齢者への生活支援の充実	53
第5節 介護保険サービスの充実	61
第2章 介護保険事業の費用と負担	70
第1節 介護保険事業に係る給付費の見込み	70
第2節 保険料額の見込み	73
第3章 計画の推進に向けて	76
第1節 策定後の点検体制	76
第2節 保健・医療・福祉・介護の連携	77
第3節 住民との協働	77

資料編

1. 古殿町高齢者保健福祉計画及び古殿町介護保険事業計画策定委員会設置要綱.....	79
2. 古殿町高齢者保健福祉計画及び古殿町介護保険事業計画策定委員会委員名簿.....	81
3. 古殿町高齢者保健福祉計画及び古殿町介護保険事業計画策定検討委員会設置要綱.....	82
4. 用語の解説.....	84

ふるどの高齡者いきいきプラン

總 論

第1章 計画策定の概要

第1節 計画策定の趣旨

平成29年に発表された「平成29年版高齢社会白書」によると、平成28年10月1日現在の日本の総人口は1億2,693万人であり、そのうち65歳以上の高齢者は3,459万人、高齢化率は27.3%であるとされています。古殿町（以下、本町という）においては、高齢者は1,914人、高齢化率は34.99%（平成29年10月1日現在）であり、既に3人に1人が高齢者となっています。今後は、ますます少子化との並行による高齢者割合の上昇や、高齢者のひとり暮らし、高齢者のみで構成された世帯数の増加など、我が国における高齢化の問題はますます深刻になっていくことが予想されます。

特に、現時点においては、2025年を境として団塊の世代が一挙に後期高齢者となることで、要介護認定者数や認知症高齢者数の増加による介護保険費用の負担増、高齢者のみの世帯の増加による老老介護や孤独死の増加などが予想される「2025年問題」が懸念されており、今後ますます増加する介護ニーズへの対応が、我が国における高齢者福祉の喫緊の課題となっています。

こうした状況に対応するため、国は平成18年から、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」構築のための体制づくりを推進してきました。また、最近では、国は市町村に対し、これまでの地域包括ケアシステムの深化として、高齢者、障がい者、子どもなどすべての方々が一人生きがいと暮らしをともに創り、高め合う社会、すなわち、地域共生社会の実現に向けた、「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制の整備などを求めるようになっています。

介護保険事業計画については3年に一度、高齢者福祉計画とともに見直しを行うことが義務づけられています。本町では平成27年3月に「～ふるどの高齢者いきいきプラン～」として第7次高齢者保健福祉計画・第6次介護保険事業計画を策定し、この計画に基づいて高齢者施策を推し進めてきました。本計画においても上記の計画を継承し、国の動向を踏まえながら、本町の高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、介護保険事業等の円滑な運営を図り、高齢者一人ひとりの自立と、住み慣れた地域で安心していきいきと暮らし続けることのできるまちづくりを目指し、本計画を策定します。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」と、介護保険法第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。

なお、県の「福島県高齢者福祉計画・福島県介護保険事業支援計画」、古殿町の最上位計画である「古殿町第6次振興計画」をはじめ、他の関連計画等と整合性のある計画として策定しました。

○高齢者福祉計画（老人福祉計画）

本町で確保すべき高齢者福祉事業の量の目標、その量の確保のための方策、その他高齢者福祉事業の供給体制の確保に関し、必要な事項を定めるものです。

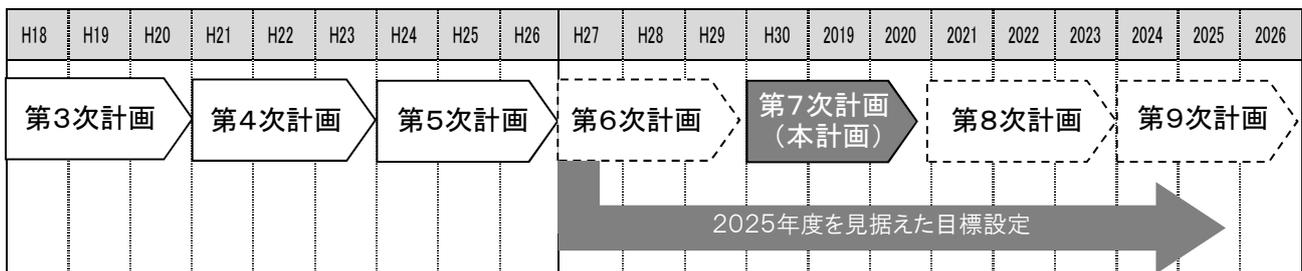
○介護保険事業計画

利用者が自らの選択により、保健・医療・福祉にわたる総合的な介護サービスが受けられるよう、年度ごとに必要なサービス量とその費用を見込むとともに、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項を定めるものです。

第3節 計画の期間

本計画の期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間です。

また、団塊の世代が後期高齢者を迎える平成37年度（2025年）を見据え、中長期的な視点に立った施策の展開を図る期間となります。



第4節 計画策定の経緯

(1) アンケート調査の実施

① 調査の目的

「第8次高齢者福祉計画・第7次介護保険事業計画（平成30年度～平成32年度）」を策定するにあたり、町民のご意見やご要望をお聞きし、基礎資料とすることを目的としてアンケート調査（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査）を実施しました。なお、アンケート結果の概要は19ページから記載しています。

② 調査仕様

	調査対象者	配布数（件）	抽出方法	調査方法
介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査	平成28年11月1日現在、 古殿町に居住する①65歳 以上の一般高齢者1,549 人、②要支援認定者50人 を対象	1,599	層下無作為 抽出法	郵送配布・ 郵送回収
在宅介護実態調査	平成28年11月1日現在、 古殿町に居住する65歳以 上の要支援1・2認定者、 要介護1～5認定者264 人を対象	264	層下無作為 抽出法	郵送配布・ 郵送回収

③ 調査期間

平成28年12月14日～平成29年1月30日

④ 回収結果

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査回答状況

圏域名	調査対象者数（人）	調査票の配布数（人）	有効回答者数（人）	有効回答率（％）
町全域	1,599	1,599	1,462	91.4
①一般高齢者	1,549	1,549	1,418	91.5
②要支援者	50	50	44	88.0

在宅介護実態調査回答状況

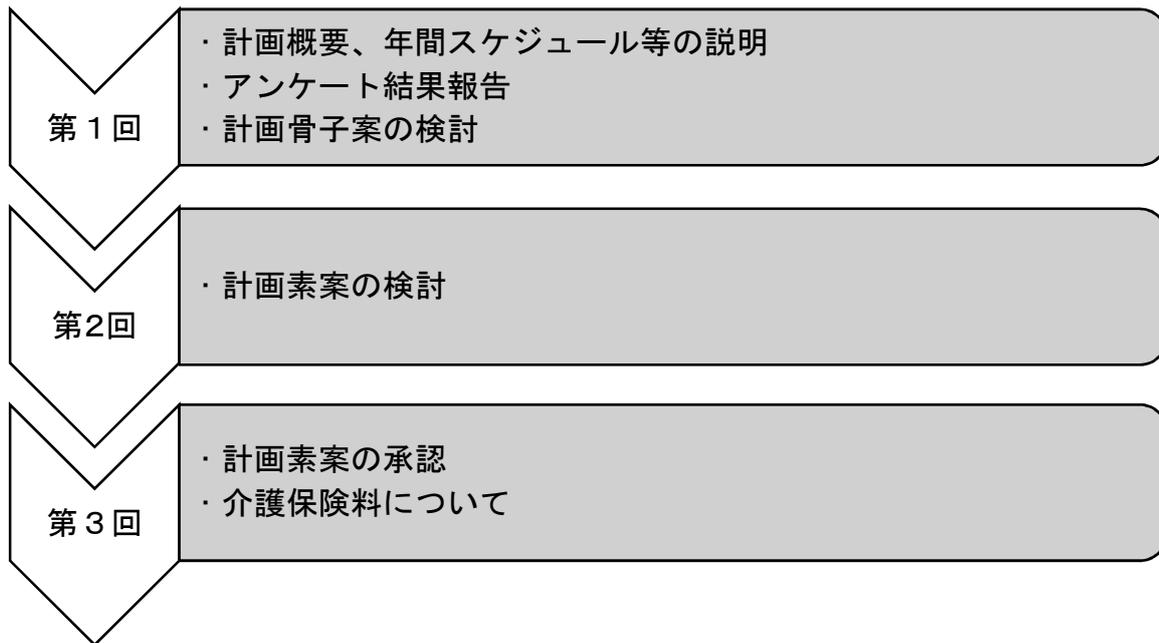
圏域名	調査対象者数（人）	調査票の配布数（人）	有効回答者数（人）	有効回答率（％）
町全域	264	264	173	65.5

(2) 策定委員会の設置

計画の策定にあたっては、幅広く関係者や被保険者の意見を聞くため、「古殿町高齢者福祉計画及び古殿町介護保険事業計画策定委員会」を設置し、事業の評価と計画内容について検討しました。

策定委員会は、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、介護保険被保険者代表など10名から構成されています。

■策定委員会の議題内容



(3) 庁内関係各課等との調整

高齢者に関連する施策は多様で、関連する部署も多岐に渡っています。関連する事業や計画の把握については、生活福祉課が関係各課並びに社会福祉協議会、地域包括支援センター等に対して確認等を行い整理しました。

第5節 日常生活圏域の設定

日常生活圏域は、市町村が地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況、その他の条件を総合的に勘案して定めるものです。

こうした地域性を考慮し、本計画においても前計画と同様に、古殿町全体を1圏域として日常生活圏域を設定します。

第6節 国の動向

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

①自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取り組みの推進

高齢化が進展する中で、地域包括ケアシステムを推進するとともに、制度の持続可能性を維持するためには、介護保険の保険者である市町村が地域の課題を分析し、高齢者がその有する能力に応じた自立した生活を送れるよう取り組みを進めることが必要であるという観点から、全市町村が保険者機能を発揮して自立支援・重度化防止に取り組むよう、データに基づく課題分析と対応（取り組み内容・目標の介護保険事業（支援）計画への記載）、適切な指標による実績評価、財政的インセンティブの付与が法律により制度化される見込みです。

市町村においてはこれまで以上に、データに基づく地域の課題の分析やそれを踏まえた取り組み内容・目標の明確化が求められるとともに、成果指標に基づく評価と事業の改善を継続的に行うことが必要となります。また、要介護状態の維持・改善や地域ケア会議の開催状況等の指標に基づいて成果を上げた市町村については、財政的な優遇措置を受けられる可能性があります。

②医療・介護の連携の推進

今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設として「介護医療院」が創設されます。介護医療院は、要介護者に対し「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供する介護保険施設（かつ医療法上の医療提供施設）として位置づけられ、現行の介護療養病床の経過措置期間については平成35年度末まで延長されます。

また、地域包括ケアシステムの構築において重要となる医療・介護の連携に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定が整備されています。

③地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進

支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握や、関係機関との連携による解決が図られることを目指す「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念が規定されました。この理念の実現のため、市町村においては、地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備や、住民に身近な圏域において分野を超えて総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制づくりに努めることが求められています。

また、福祉サービスについては、高齢者と障がい者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉両方の制度に新たに共生型サービスが位置づけられています。

(2) 介護保険制度の持続可能性の確保

①現役世代並みの所得のある方の利用者負担割合の見直し

平成27年8月より、一定の収入のある高齢者については介護保険サービスの利用者負担を通常の1割から2割に引き上げる制度改正が行われていました。今回の改正では、世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合は3割となります（平成30年8月施行）。ただし、月額44,400円の負担の上限が定められており、実際に負担増となるのは受給者全体の約3%と見積もられています。

②介護納付金における総報酬割の導入

第2号被保険者（40～64歳）の保険料は、介護納付金として医療保険者に賦課されていますが、この金額を「加入者数に応じて負担する方式（加入者割）」から、「報酬額に比例して負担する方式（総報酬割）」に改められ、収入の高い人ほど負担額が大きくなる仕組みとなります。激変緩和の観点から、平成29年度から段階的に導入され、平成32年度に全面実施となります。

第2章 介護保険サービスの現状

第1節 高齢者人口及び認定者数等の推移

(1) 人口の推移

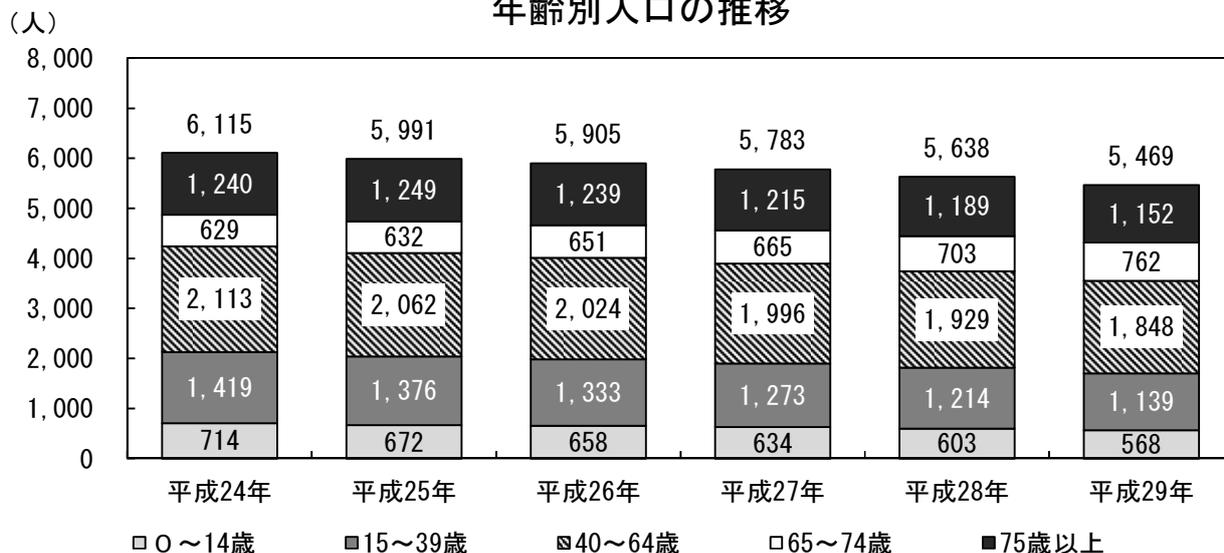
本町の総人口（住民基本台帳人口）をみると減少傾向で推移しており、平成29年10月1日現在では5,469人となっています。

人口構成別でみると、65歳以上については平成27年度に一度減少したものの、平成28年度から再び増加に転じています。「75歳以上」の後期高齢者については、平成25年度をピークに年々減少傾向にあります。

年齢別人口の推移

		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
総人口	人	6,115	5,991	5,905	5,783	5,638	5,469
	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0～14歳	人	714	672	658	634	603	568
	%	11.7%	11.2%	11.1%	11.0%	10.7%	10.4%
15～39歳	人	1,419	1,376	1,333	1,273	1,214	1,139
	%	23.2%	23.0%	22.6%	22.0%	21.5%	20.8%
40～64歳	人	2,113	2,062	2,024	1,996	1,929	1,848
	%	34.6%	34.4%	34.3%	34.5%	34.2%	33.8%
65歳以上	人	1,869	1,881	1,890	1,880	1,892	1,914
	%	30.6%	31.4%	32.0%	32.5%	33.6%	35.0%
65～74歳 (前期高齢者)	人	629	632	651	665	703	762
	%	10.3%	10.5%	11.0%	11.5%	12.5%	13.9%
75歳以上 (後期高齢者)	人	1,240	1,249	1,239	1,215	1,189	1,152
	%	20.3%	20.8%	21.0%	21.0%	21.1%	21.1%

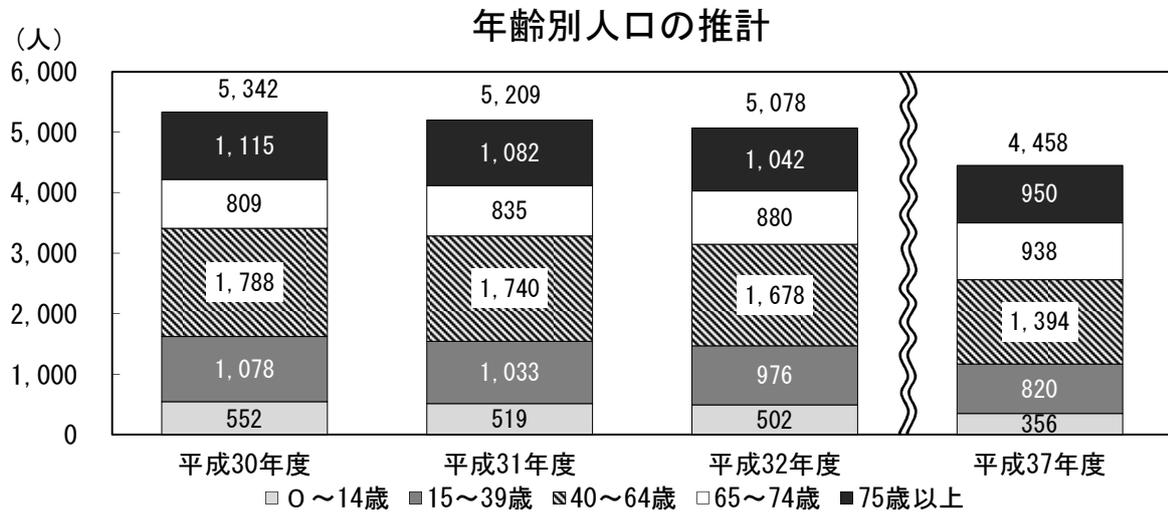
年齢別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

(2) 人口の推計

人口の推計をみると、今後も減少し続け、平成32年度には5,078人、平成37年度には4,458人になると推計されます。年代別にみると、「65～74歳」の前期高齢者が増えていくと推計されます。

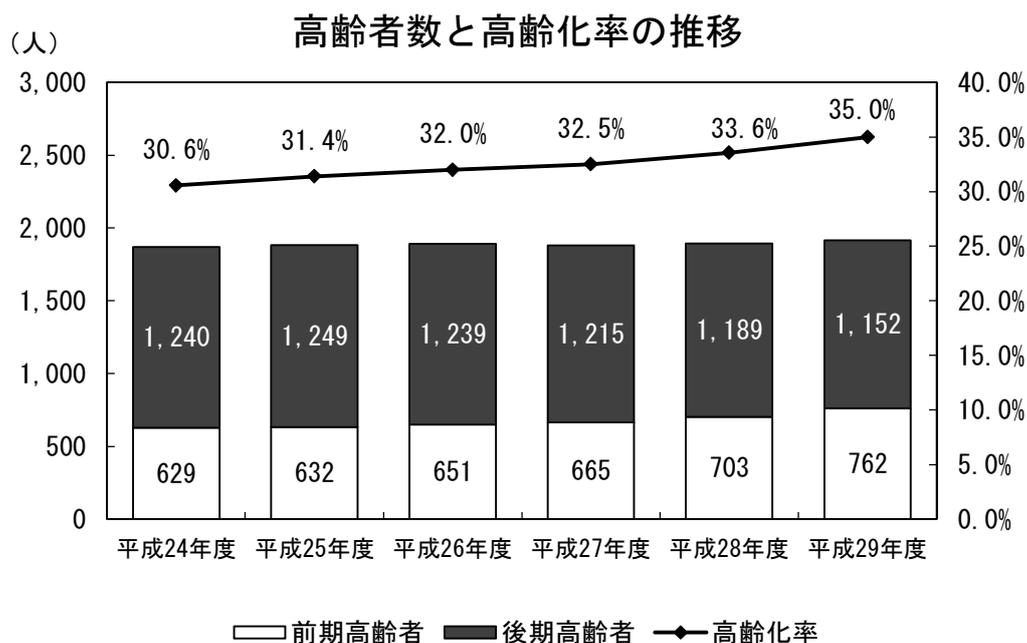


※平成25年～平成28年の住民基本台帳よりコーホート変化率法にて推計

(3) 高齢者数と高齢化率の推移

高齢者人口の推移を年齢別に分けてみると、75歳以上の「後期高齢者」は平成25年度以降減少していますが、65～74歳の「前期高齢者」は年々増加しています。

また、総人口に65歳以上人口が占める割合（高齢化率）の推移をみると増加傾向にあり、平成29年度では35.0%となっています。

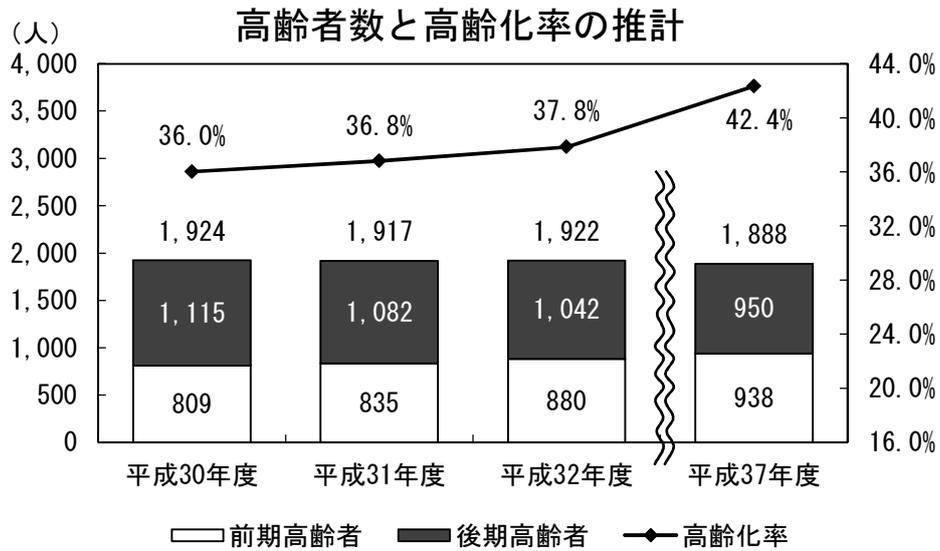


資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

(4) 高齢者数と高齢化率の推計

今後の推計をみると、高齢化率は今後も増加が続き、平成37年度には4割強となることが見込まれます。

また、75歳以上の「後期高齢者」は減少していくのに対し、65～74歳の「前期高齢者」については増加することが見込まれます。

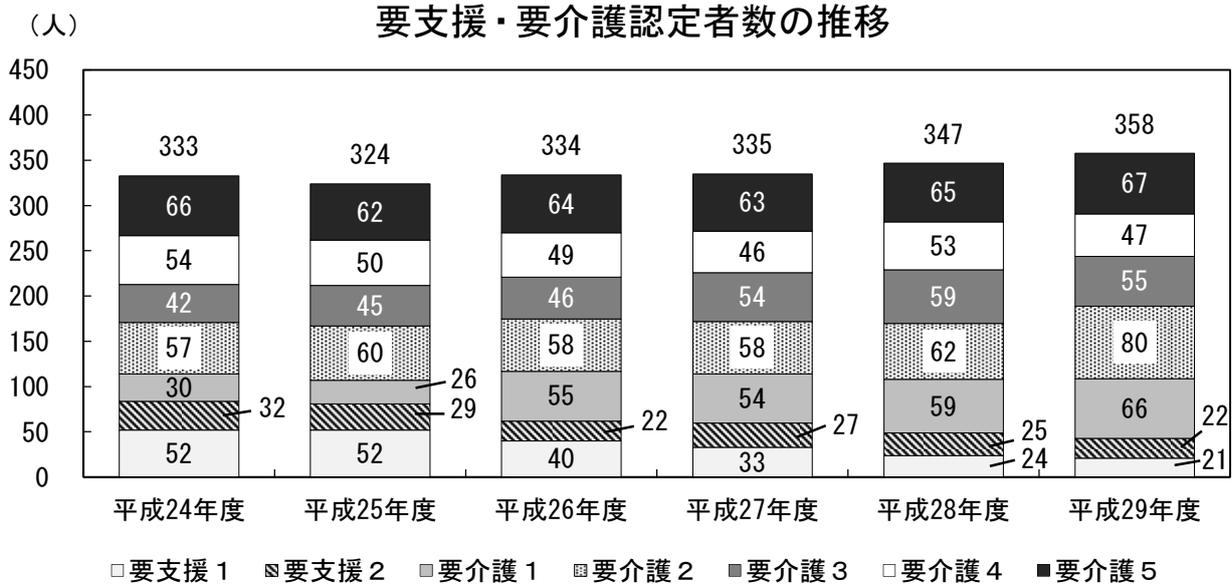


※平成25年～平成28年の住民基本台帳よりコーホート変化率法にて推計

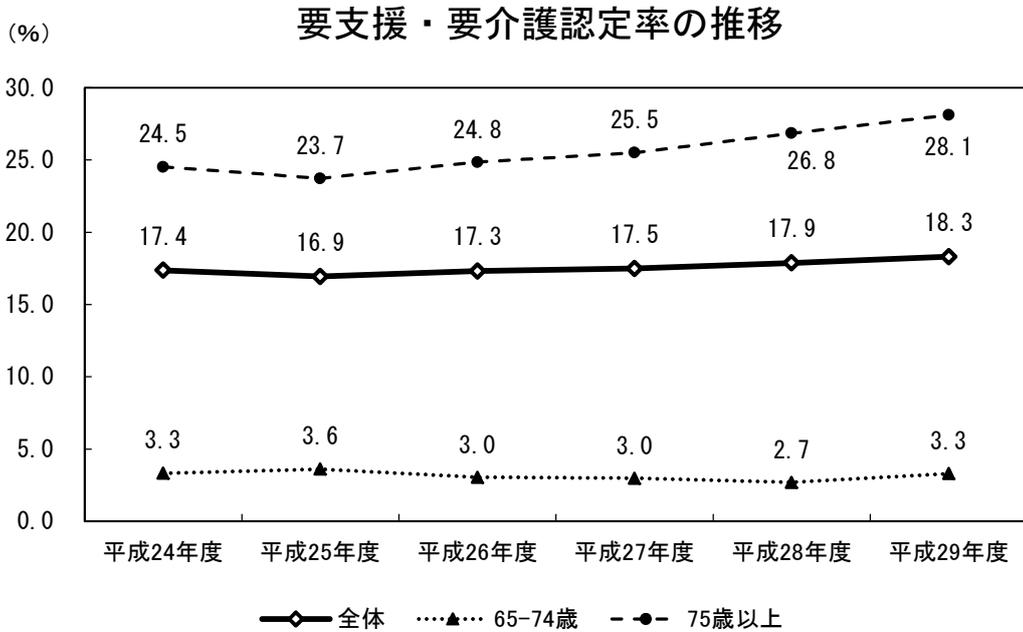
(5) 要支援・要介護認定者の推移

要支援・要介護認定者数をみると、平成25年度に一旦減少しましたが、以降は毎年増加の傾向にあり、平成29年度では358人となっています。

要介護度別にみると、要支援1の割合が年々減少している一方、要介護1、要介護2、要介護3の割合が増加の傾向にあります。



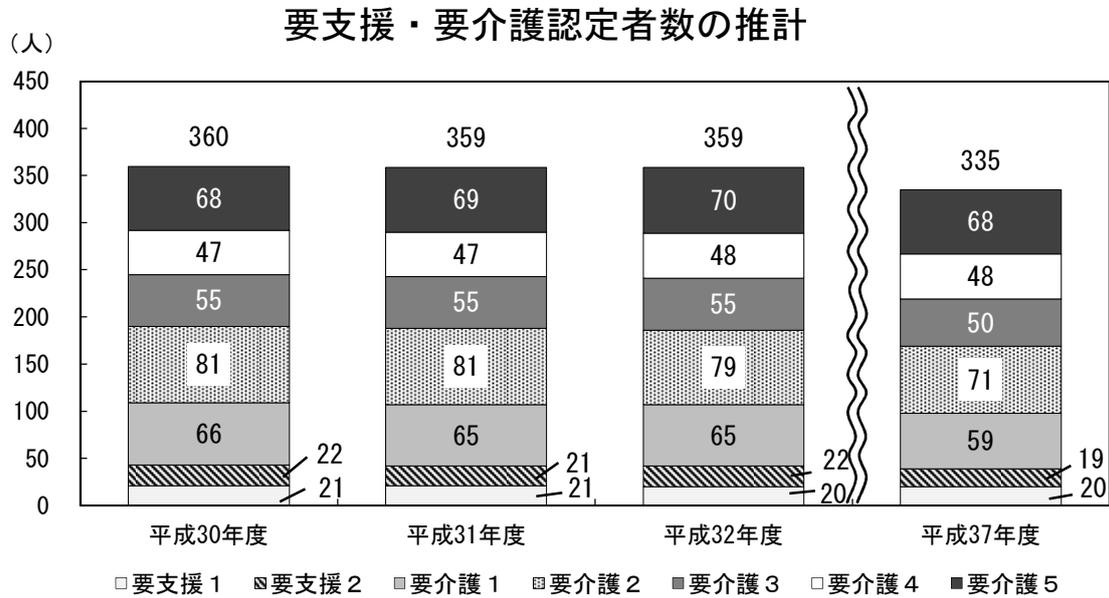
資料：介護保険事業状況報告（各年10月1日現在）



資料：介護保険事業状況報告（各年10月1日現在）

(6) 要支援・要介護認定者数の推計

要支援・要介護認定者の推計についてみると、ほぼ横ばいの見込みとなっています。平成37年度の推計値については、被保険者の減少をみると認定者数も減少していくと推計されます。



※平成25年～平成29年の住民基本台帳よりコーホート変化率法にて推計

第2節 介護保険サービスの利用状況

介護保険事業のサービスごとの平成27～29年度の給付費の実績について、第6次介護保険事業計画に記載した給付費の計画値（見込み値）と比較した進捗率を整理したものが、14ページ以降に示す表です。

（1）居宅サービス

介護給付（要介護認定者に給付）の比較が100%を超えている介護サービスは、訪問介護、短期入所療養介護（老健）、特定福祉用具購入、住宅改修です。

予防給付（要支援認定者に給付）では訪問看護、短期入所生活介護の利用が高く、これらのサービスは想定以上に利用が高かったといえます。

また、古殿町では平成28年3月より新しい介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業という）が開始され、訪問介護、及び通所介護の予防給付は介護予防給付事業から地域支援事業へ順次移行されたことから、平成27、28年度の実績値は前年に比べ減少しています。平成29年度からは移行が完了したため、訪問介護、及び通所介護の予防給付の実績値は0円となっています。

図表 居宅サービス給付額の見込み値との検証

(単位：千円)

	区 分	年 度	計画値 (A)	実績値(B)	比較 (B) / (A)
訪問介護	予防給付	平成 27 年度	2,116	1,712	80.9%
		平成 28 年度	2,615	613	23.4%
		平成 29 年度	1,407	0	0.0%
	介護給付	平成 27 年度	17,127	20,116	117.5%
		平成 28 年度	20,204	21,368	105.8%
		平成 29 年度	23,842	19,177	80.4%
訪問入浴介護	予防給付	平成 27 年度	0	0	-
		平成 28 年度	0	0	-
		平成 29 年度	0	0	-
	介護給付	平成 27 年度	4,698	2,065	44.0%
		平成 28 年度	5,052	1,566	31.0%
		平成 29 年度	7,001	1,241	17.8%
訪問看護	予防給付	平成 27 年度	178	339	190.4%
		平成 28 年度	217	371	171.0%
		平成 29 年度	306	77	25.2%
	介護給付	平成 27 年度	5,189	6,215	119.8%
		平成 28 年度	6,106	5,122	83.9%
		平成 29 年度	7,125	5,916	83.0%

資料：介護保険事業状況報告 平成 29 年度の実績値は見込み

図表 居宅サービス給付額の見込み値との検証（つづき）

（単位：千円）

	区 分	年 度	計 画 値 (A)	実 績 値 (B)	比 較 (B) / (A)
居宅療養管理指導	予防給付	平成 27 年度	36	0	0.0%
		平成 28 年度	38	14	36.8%
		平成 29 年度	41	0	0.0%
	介護給付	平成 27 年度	1,693	1,361	80.4%
		平成 28 年度	2,110	779	36.9%
		平成 29 年度	2,365	983	41.6%
通所介護	予防給付	平成 27 年度	12,359	7,270	58.8%
		平成 28 年度	14,071	2,586	18.4%
		平成 29 年度	8,997	0	0.0%
	介護給付	平成 27 年度	71,566	69,084	96.5%
		平成 28 年度	75,869	64,934	85.6%
		平成 29 年度	78,948	63,225	80.0%
通所リハビリテーション	予防給付	平成 27 年度	4,709	4,528	96.2%
		平成 28 年度	6,584	3,603	54.7%
		平成 29 年度	8,933	3,127	35.0%
	介護給付	平成 27 年度	35,761	22,885	64.0%
		平成 28 年度	41,735	30,042	72.0%
		平成 29 年度	48,178	32,561	67.6%
短期入所生活介護	予防給付	平成 27 年度	109	257	235.8%
		平成 28 年度	134	85	63.4%
		平成 29 年度	163	119	73.0%
	介護給付	平成 27 年度	44,632	34,112	76.4%
		平成 28 年度	51,469	34,318	66.7%
		平成 29 年度	60,073	40,691	67.7%
短期入所療養介護（老健）	予防給付	平成 27 年度	0	0	-
		平成 28 年度	0	0	-
		平成 29 年度	0	0	-
	介護給付	平成 27 年度	174	5,467	3142.0%
		平成 28 年度	244	1,360	557.4%
		平成 29 年度	311	1,461	469.8%

資料：介護保険事業状況報告 平成 29 年度の実績値は見込み

図表 居宅サービス給付額の見込み値との検証（つづき）

（単位：千円）

	区 分	年 度	計画値 (A)	実績値(B)	比較 (B)/(A)
短期入所療養介護（病院等）	予防給付	平成27年度	0	0	-
		平成28年度	0	0	-
		平成29年度	0	0	-
	介護給付	平成27年度	560	533	95.2%
		平成28年度	923	97	10.5%
平成29年度		1,488	0	0.0%	
福祉用具貸与	予防給付	平成27年度	1,384	1,012	73.1%
		平成28年度	1,627	1,125	69.1%
		平成29年度	1,959	1,226	62.6%
	介護給付	平成27年度	14,576	13,970	95.8%
		平成28年度	16,448	13,232	80.4%
		平成29年度	17,632	14,052	79.7%
特定福祉用具購入費	予防給付	平成27年度	137	96	70.1%
		平成28年度	169	126	74.6%
		平成29年度	212	174	82.1%
	介護給付	平成27年度	158	406	257.0%
		平成28年度	208	369	177.4%
		平成29年度	256	478	186.7%
住宅改修費	予防給付	平成27年度	0	682	-
		平成28年度	0	382	-
		平成29年度	0	0	-
	介護給付	平成27年度	646	958	148.3%
		平成28年度	585	876	149.7%
		平成29年度	533	180	33.8%
介護予防支援	平成27年度	2,789	2,562	91.9%	
	平成28年度	2,959	1,609	54.4%	
	平成29年度	3,253	848	26.1%	
居宅介護支援	平成27年度	25,293	25,179	99.5%	
	平成28年度	25,138	26,084	103.8%	
	平成29年度	24,865	28,558	114.9%	

資料：介護保険事業状況報告 平成29年度の実績値は見込み

(2) 地域密着型サービス

地域密着型サービスでは、認知症対応型共同生活介護の利用者は、計画策定時点ではいなかったため、計画としてはあげられていませんでしたが、平成27年度からその利用者が現れ、年々増え始めています。地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の実績値は概ね計画値どおりとなっています。

図表 地域密着型サービス給付額の見込み値との検証

(単位：千円)

	区分	年度	計画値 (A)	実績値(B)	比較 (B)/(A)
認知症対応型共同生活介護	予防給付	平成27年度	0	0	-
		平成28年度	0	0	-
		平成29年度	0	0	-
	介護給付	平成27年度	0	15,133	-
		平成28年度	0	18,532	-
		平成29年度	0	17,077	-
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	予防給付	平成27年度	0	0	-
		平成28年度	0	597	-
		平成29年度	0	0	-
	介護給付	平成27年度	3,254	3,102	95.3%
		平成28年度	3,248	3,093	95.2%
		平成29年度	3,248	3,168	97.5%

資料：介護保険事業状況報告 平成29年度の実績値は見込み

(3) 施設サービス

施設サービスにおいては、介護老人保健施設では実績値が計画値を上回っています。

利用者数の推移をみると、平成24年度以降年々増加しており、平成29年には介護老人福祉施設で66人、介護老人保健施設で46人、介護療養型医療施設で2人、合計114人の方が施設を利用しています。

施設サービス給付額の見込み値との検証

(単位：千円)

	年 度	計画値 (A)	実績値 (B)	比較 (B)/(A)
介護老人福祉施設	平成 27 年度	179,795	171,879	95.6%
	平成 28 年度	183,657	175,077	95.3%
	平成 29 年度	189,159	209,709	110.9%
介護老人保健施設	平成 27 年度	116,955	125,607	107.4%
	平成 28 年度	116,729	132,073	113.1%
	平成 29 年度	116,729	144,954	124.2%
介護療養型医療施設	平成 27 年度	7,442	6,045	81.2%
	平成 28 年度	7,428	11,743	158.1%
	平成 29 年度	9,482	8,620	90.9%

資料：介護保険事業状況報告 平成29年度の実績値は見込み

施設サービスの利用者の推移

(単位：人)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護老人福祉施設	51	55	59	55	56	66
介護老人保健施設	30	30	35	41	43	46
介護療養型医療施設	5	3	2	1	3	2
合 計	86	88	96	97	102	114

資料：介護保険事業状況報告

第3節 アンケートの結果概要

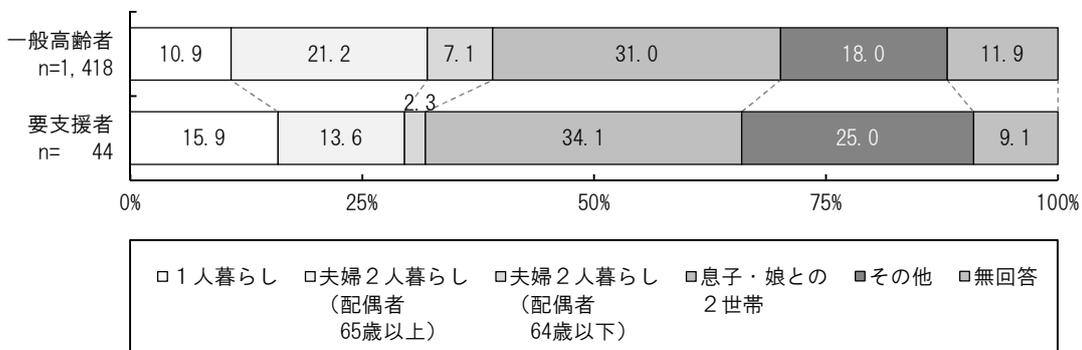
(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

○家族や生活状況について

①家族構成

家族構成をみると、一般高齢者は「その他」(18.0%)を除くと「息子・娘との2世帯」(31.0%)が最も多く、次いで「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」(21.2%)、「1人暮らし」(10.9%)の順となっています。

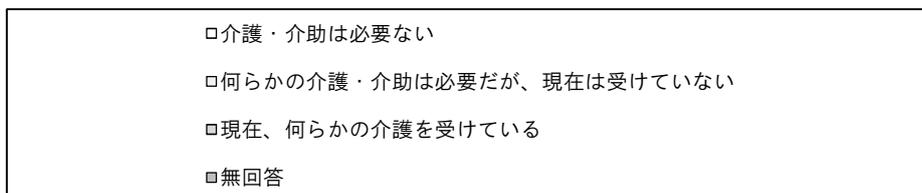
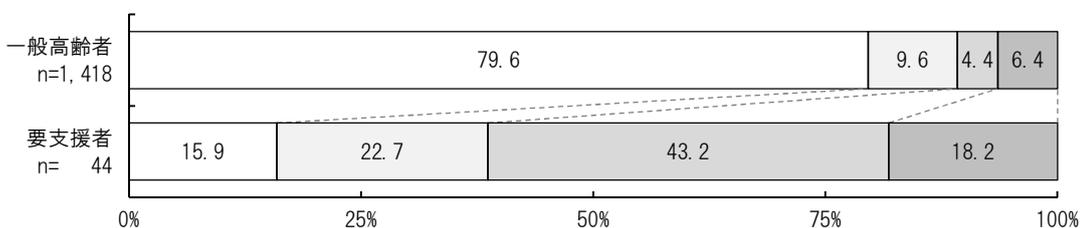
一方、要支援者は「その他」(25.0%)を除くと「息子・娘との2世帯」(34.1%)が最も多く、次いで「1人暮らし」(15.9%)、「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」(13.6%)の順となり、「1人暮らし」の割合が前者と比べて5.0ポイント高くなっています。



②日常生活における介護・介助の有無

普段の生活における介護・介助の状況をみると、一般高齢者は「介護・介助は必要ない」(79.6%)が最も多くなっています。

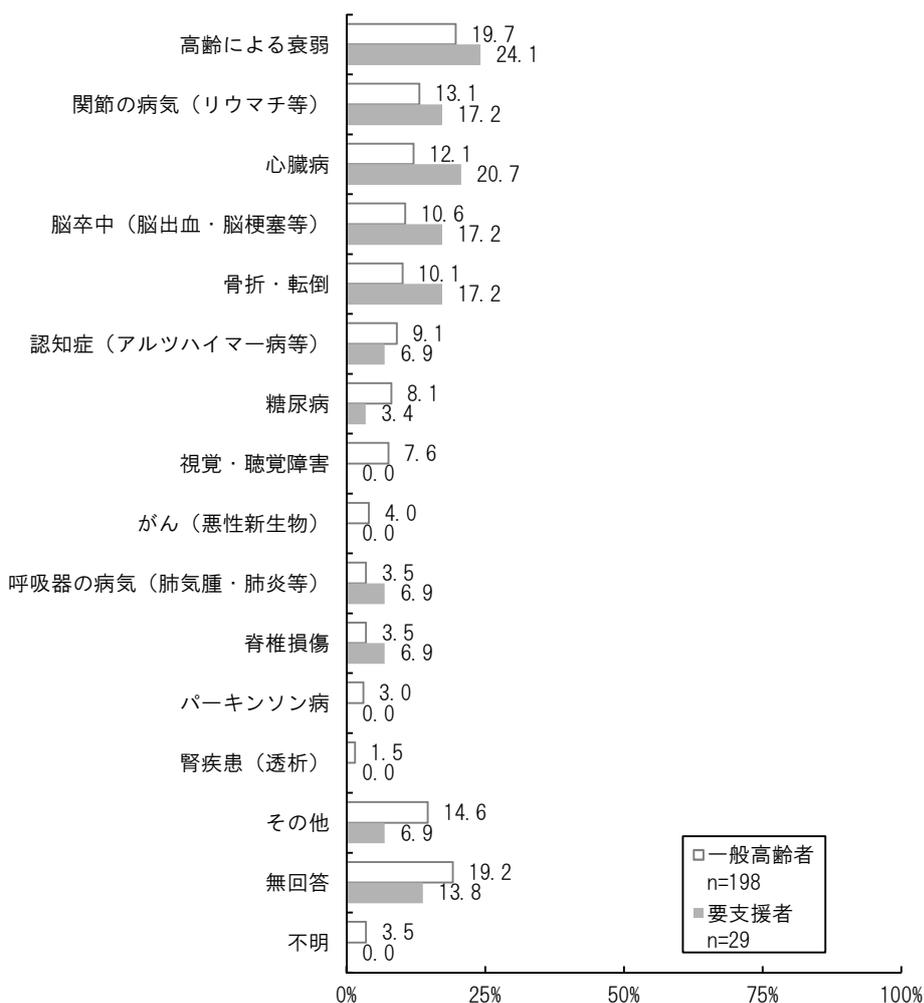
一方、要支援者は「現在、何らかの介護を受けている」(43.2%)が最も多く、「介護・介助は必要ない」の割合が前者と比べて63.7ポイント低く、「現在、何らかの介護を受けている」の割合が前者と比べて38.8ポイント高くなっています。



③介護・介助が必要になった主な原因

介護・介助が必要になった主な原因では、一般高齢者は「高齢による衰弱」（19.7%）が最も多く、次いで「関節の病気（リウマチ等）」（13.1%）、「心臓病」（12.1%）、脳卒中（脳出血・脳梗塞等）」（10.6%）、「骨折・転倒」（10.1%）の順となっています。

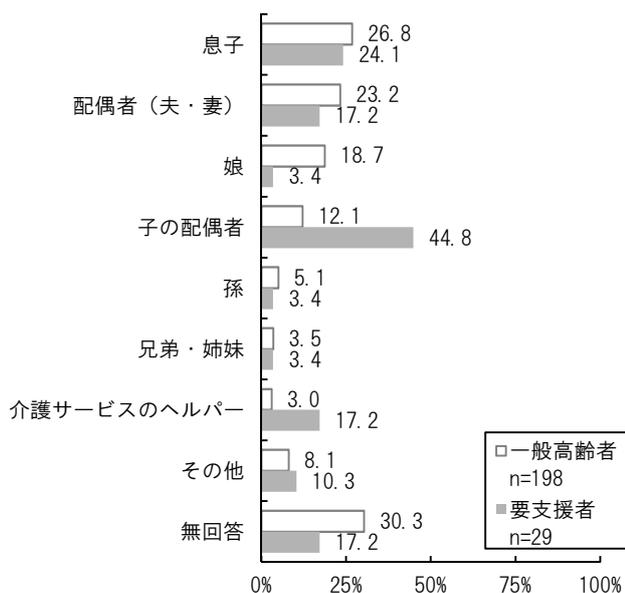
一方、要支援者は「高齢による衰弱」（24.1%）が最も多く、次いで「心臓病」（20.7%）、「関節の病気（リウマチ等）」・「脳卒中（脳出血・脳梗塞等）」・「骨折・転倒」（各17.2%）、「認知症（アルツハイマー病等）」・「呼吸器の病気（肺気腫・肺炎等）」・「脊椎損傷」（各6.9%）の順となっています。「高齢による衰弱」の割合が前者と比べて4.4ポイント高くなっています。



④介護・介助をしてきている人

一般高齢者の介護・介助をしてきている人では、一般高齢者は「息子」(26.8%)が最も多く、次いで「配偶者(夫・妻)」(23.2%)、「娘」(18.7%)、「子の配偶者」(12.1%)の順となっています。

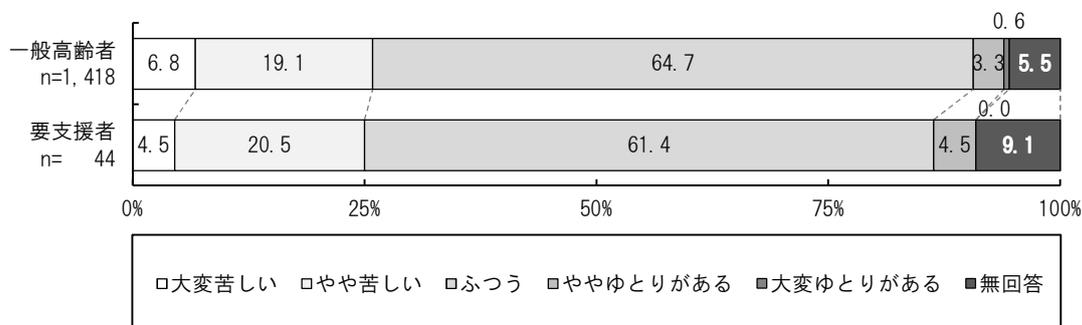
一方、要支援者は「子の配偶者」(44.8%)が最も多く、次いで「息子」(24.1%)、「配偶者(夫・妻)」(17.2%)、「介護サービスのヘルパー」(各17.2%)、「娘」「孫」「兄弟・姉妹」(各3.4%)の順となり、「子の配偶者」の割合が前者と比べて32.7ポイント高くなっています。



⑤現在の経済状況

現在の暮らしの経済的状況をみると、一般高齢者は「ふつう」(64.7%)が最も多く、次いで「やや苦しい」(19.1%)、「大変苦しい」(6.8%)の順となっています。

一方、要支援者も「ふつう」(61.4%)が最も多く、次いで「やや苦しい」(20.5%)、「大変苦しい」(4.5%)の順で、「ふつう」の割合が前者と比べて3.3ポイント低くなっています。

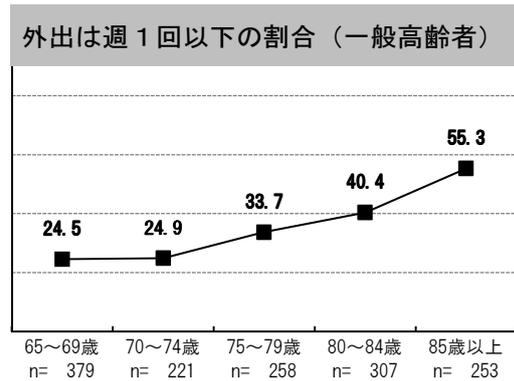
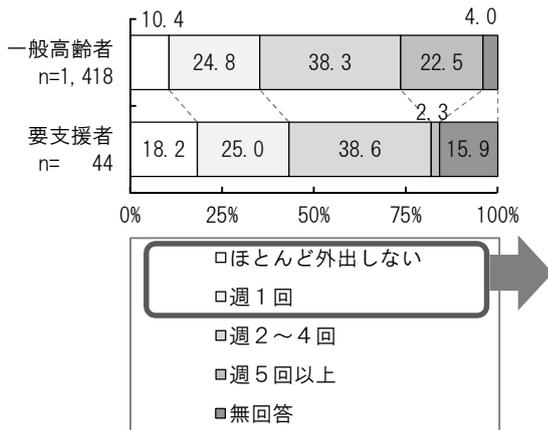


○運動・外出の状況について

①外出の状況

週に1回以上の外出の有無をみると、一般高齢者は「ほとんど外出しない」(10.4%)と「週1回」(24.8%)を合わせた方が35.2%となり、年齢別にみると加齢とともに割合が高くなっています。

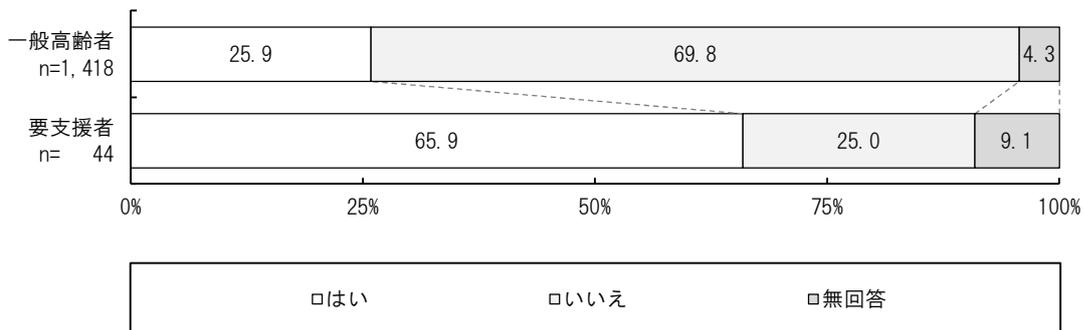
一方、要支援者は「ほとんど外出しない」(18.2%)と「週1回」(25.0%)を合わせた方が43.2%となり、前者と比べて8.0ポイント高くなっています。



②外出を控えているか

外出を控えているかをみると、一般高齢者の「はい」と回答した方は25.9%となっています。

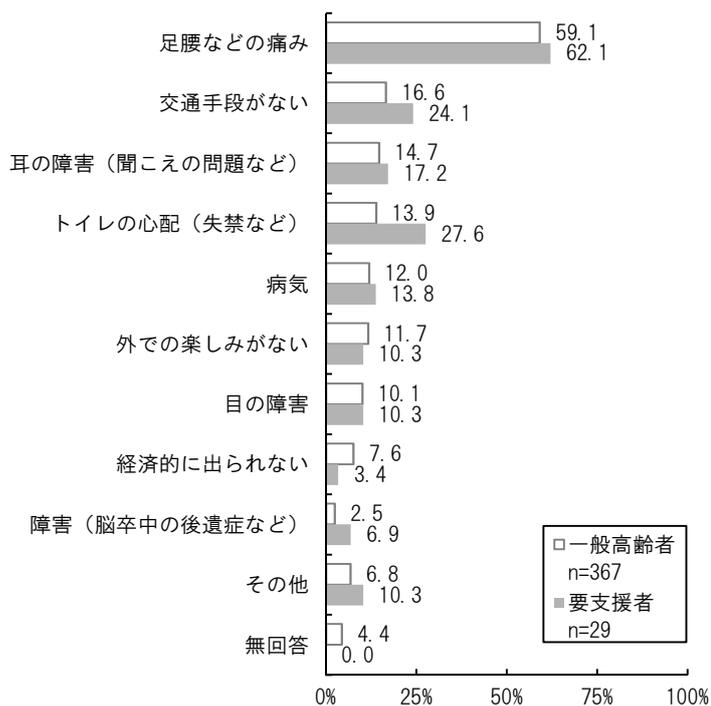
一方、要支援者で「はい」と回答した方は65.9%となり、前者と比べて40.0ポイント高くなっています。



③外出を控えている理由

外出を控えている理由をみると、一般高齢者は「足腰などの痛み」(59.1%)が最も多く、次いで「交通手段がない」(16.6%)、「耳の障害(聞こえの問題など)」(14.7%)、「トイレの心配(失禁など)」(13.9%)、「病気」(12.0%)の順となっています。

一方、要支援者は「足腰などの痛み」(62.1%)が最も多く、次いで「トイレの心配(失禁など)」(27.6%)、「交通手段がない」(24.1%)、「耳の障害(聞こえの問題など)」(17.2%)、「病気」(13.8%)の順となり、「足腰などの痛み」の割合は前者と比べて3.0ポイント高くなっています。

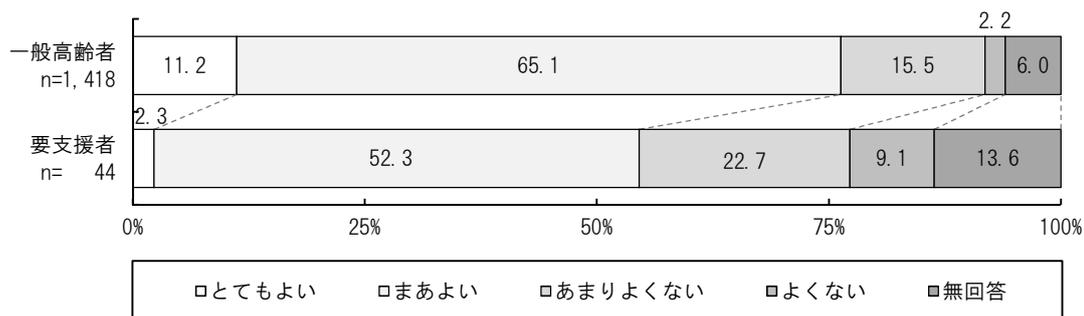


○健康について

①健康状態

現在の主観的健康感をみると、一般高齢者は「まあよい」(65.1%)と「とてもよい」(11.2%)を合わせた76.3%が健康と感じています。

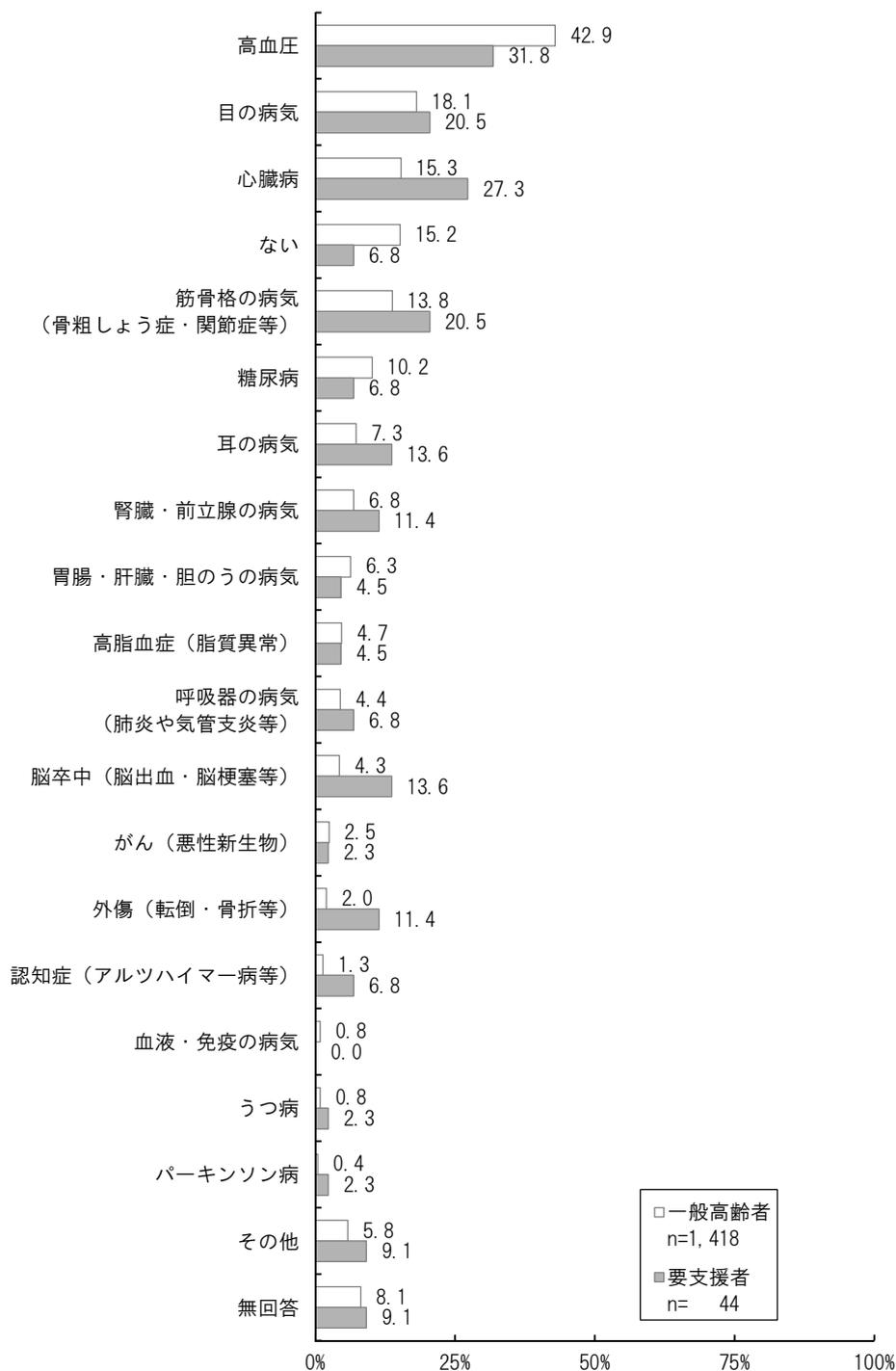
一方、要支援者は「まあよい」(52.3%)と「とてもよい」(2.3%)を合わせた54.6%が健康と感じており、前者と比べて21.7ポイント低くなっています。



②現在治療中、または後遺症のある病気の有無

現在治療中、または後遺症のある病気の有無をみると、一般高齢者は「高血圧」(42.9%)が最も多く、次いで「目の病気」(18.1%)、「心臓病」(15.3%)の順となっています。

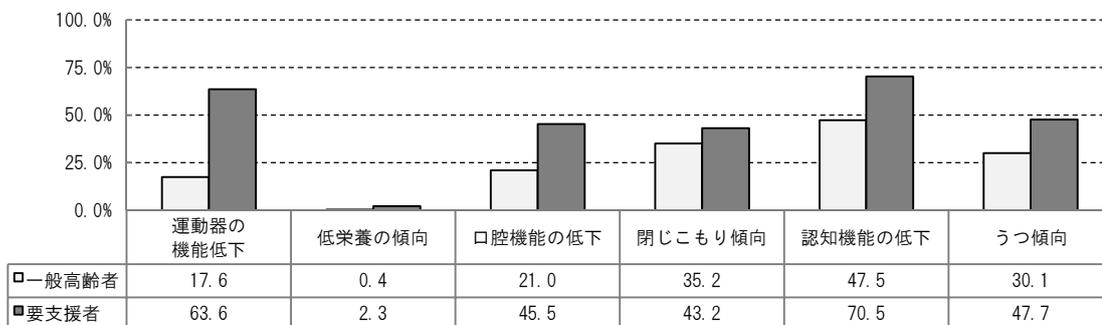
一方、要支援者は「高血圧」(31.8%)が最も多く、次いで「心臓病」(27.3%)、「目の病気」・「筋骨格の病気(骨粗しょう症・関節症等)」(各20.5%)の順で、「高血圧」の割合が前者と比べて11.1ポイント低くなっています。



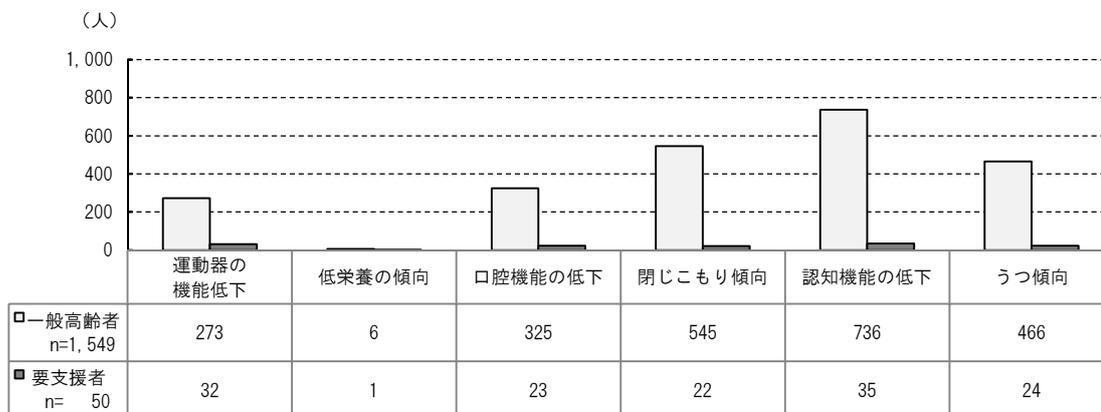
③リスクに該当する高齢者数の予測とニーズ算出

一般高齢者における各リスクに該当する高齢者の出現率をみると、「認知機能の低下」(47.5%)が最も多く、次いで「閉じこもり傾向」(35.2%)、「うつ傾向」(30.1%)の順となっています。

また、要支援者において各リスク該当高齢者の出現率をみると、「認知機能の低下」(70.5%)が最も多く、次いで「運動器の機能低下」(63.6%)、「うつ傾向」(47.7%)の順となっています。



各リスクに該当する高齢者の推計人数をみると、一般高齢者では「認知機能の低下」(736人)、「閉じこもり傾向」(545人)、「うつ傾向」(466人)の順に多くなっています。



(2) 在宅介護実態調査

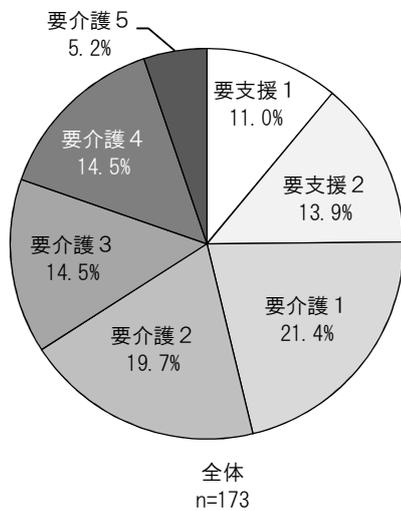
○要介護認定者の状況について

①要介護認定者の要介護度と世帯状況

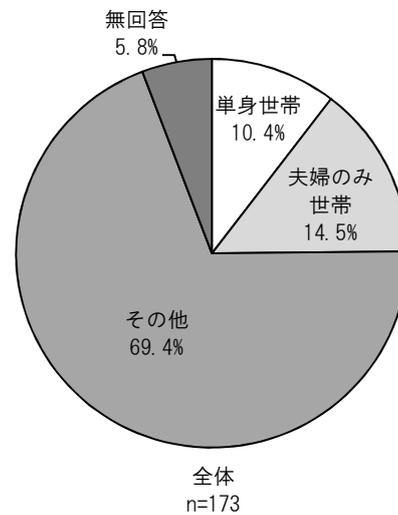
要介護認定者の要介護度をみると、「要介護1」(21.4%)が最も多く、次いで「要介護2」(19.7%)、「要介護3」「要介護4」(各14.5%)の順となっています。

また、要介護認定者に該当する世帯類型をみると、「単身世帯」は10.4%、「夫婦のみ世帯」は14.5%となっており、「その他」の世帯は69.4%と最も多くなっています。

要介護認定者の要介護度



該当する世帯類型

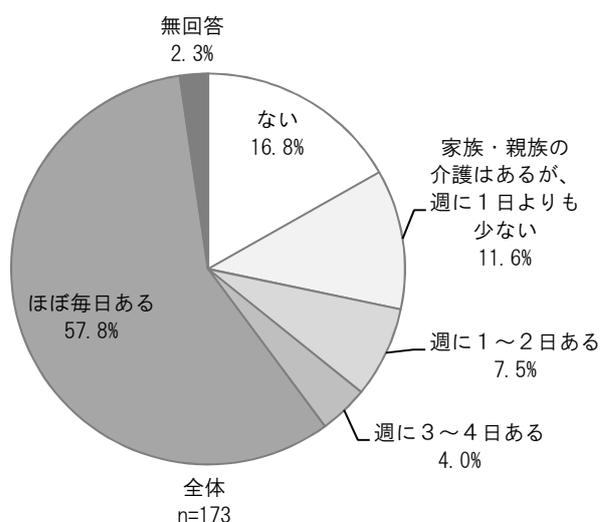


②家族・親族による介護の頻度

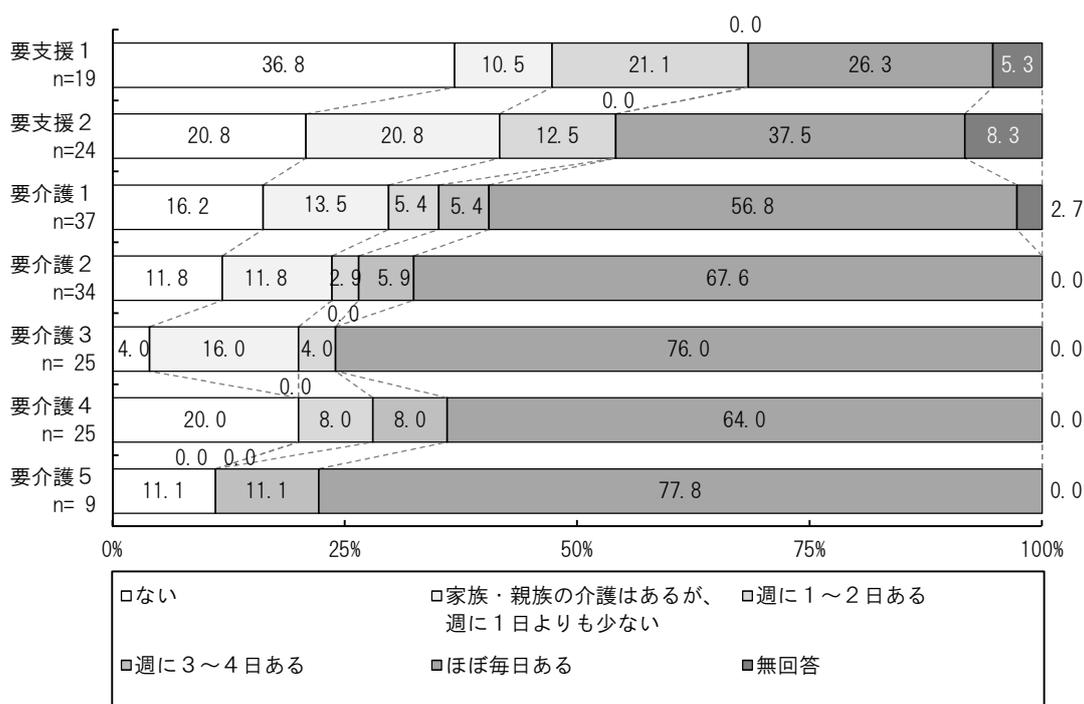
家族・親族から介護してもらう頻度をみると、「ほぼ毎日ある」(57.8%)が最も多く、次いで「ない」(16.8%)、「家族・親族の介護はあるが、週に1日よりも少ない」(11.6%)、「週に1～2日ある」(7.5%)の順となっています。

要介護度別にみた家族・親族による介護の頻度では要支援1は「ない」(36.8%)が最も多く、要支援2、要介護1～5は「ほぼ毎日ある」(77.8～37.5%)が最も多くなっています。

家族・親族から介護してもらう頻度



「要介護度」×「家族・親族から介護してもらう頻度」



○主な介護者等の状況（属性等）について

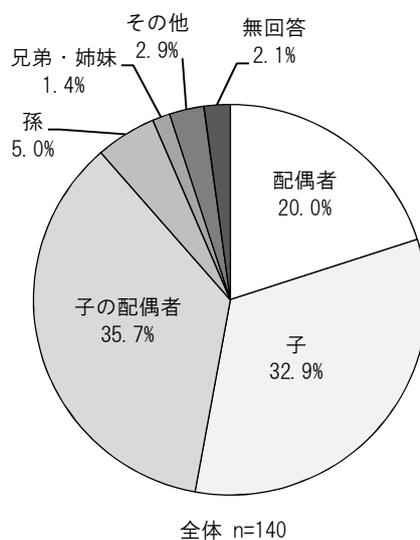
①主な介護者の状況

要介護認定者からみた主な介護者は、「子の配偶者」(35.7%)が最も多く、次いで「子」(32.9%)、「配偶者」(20.0%)の順となっています。

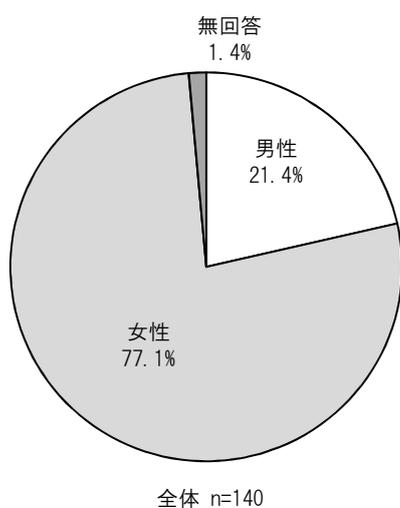
主な介護者の性別は、女性が77.1%、男性が21.4%となっています。

主な介護者の年齢は、「60～69歳」(39.3%)が最も多く、次いで「50～59歳」(20.0%)、「80歳以上」(12.9%)、「70～79歳」(10.7%)の順となっています。

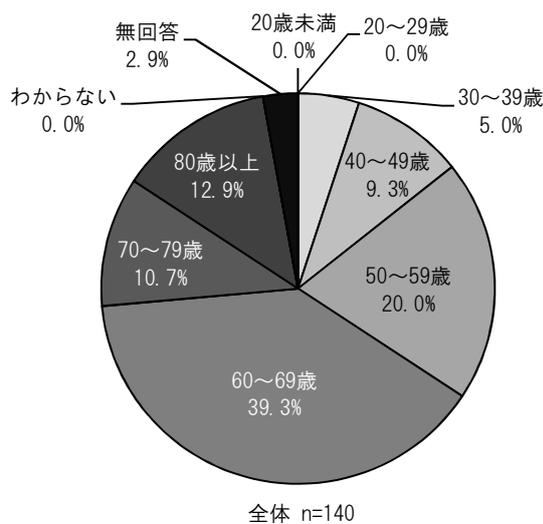
要介護認定者からみた主な介護者



主な介護者の性別



主な介護者の年齢

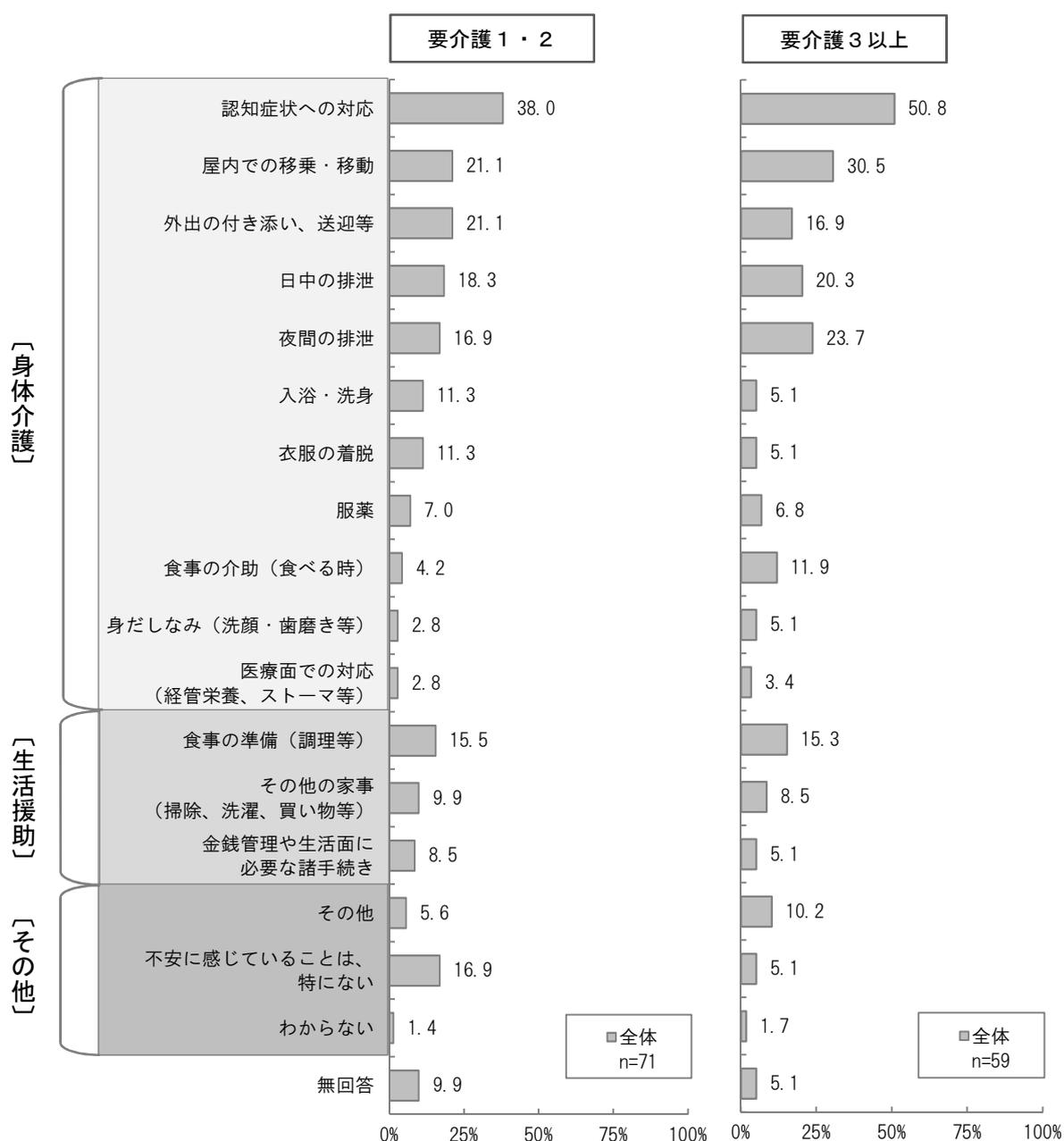


○介護生活を続ける際の不安や困りごとについて

①主な介護者が不安を感じる介護の内容

主な介護者が不安を感じる介護内容をみると、要介護1・2の方の身体介護では「認知症状への対応」(38.0%)、「屋内での移乗・移動」「外出の付き添い、送迎等」(各21.1%)、「日中の排泄」(18.3%)の順、また要介護3以上の方では「認知症状への対応」(50.8%)、「屋内での移乗・移動」(30.5%)、「夜間の排泄」(23.7%)の順となっています。

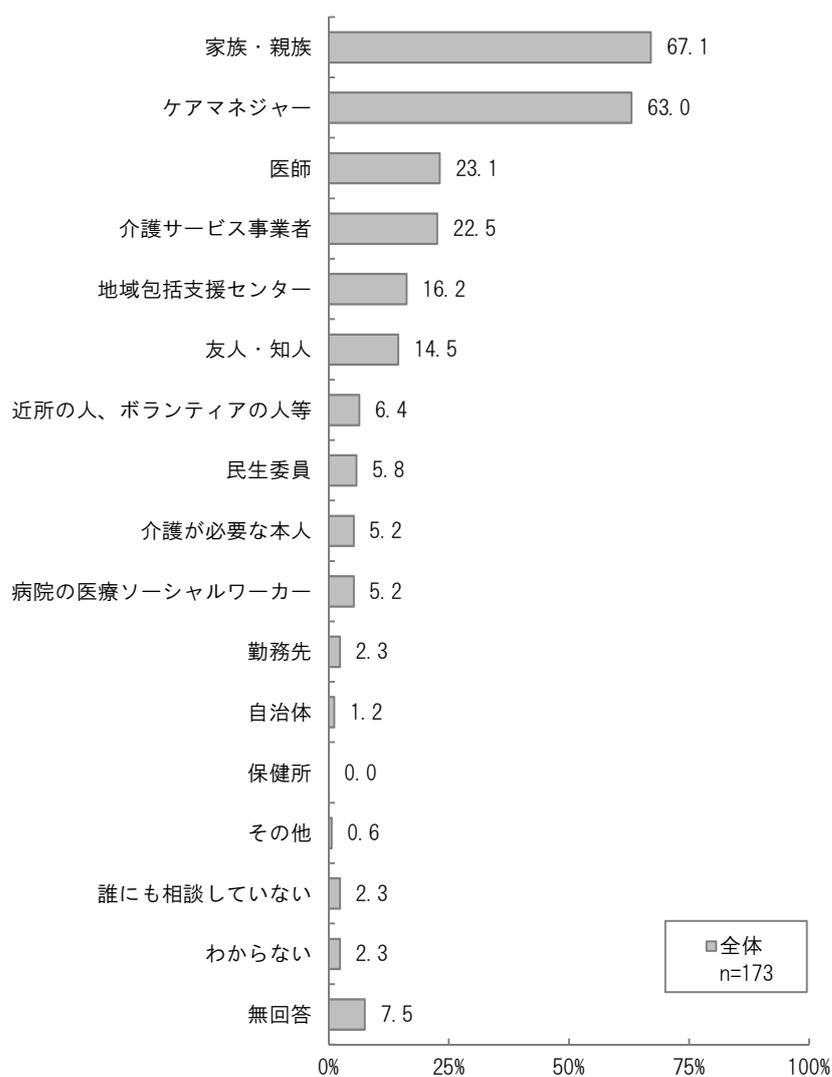
生活援助では要介護1・2の方、要介護3以上の方ともに「食事の準備(調理等)」(15.5%、15.3%)、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」(各8.5%)に不安を感じています。



○主な介護者の相談先について

①主な介護者の介護についての相談先

主な介護者の介護についての相談先をみると、「家族」(67.1%)が最も多く、次いで「ケアマネジャー」(63.0%)、「医師」(23.1%)、「介護サービス事業者」(22.5%)の順となっています。



第4節 前計画の評価

第6次計画で設定した基本施策ごとに、各事業の主な実施状況から、進捗状況の把握・評価を行いました。

(1) 地域包括ケアの推進

- 高齢者見守りネットワークについて、区長や隣保班長へ依頼しています。山間部の戸数減少地区で一部機能していない地域があるため、その手法の見直しなどの検討が求められます。
- ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加しているため、今後も民生委員・地域住民等と協力しながら地域の状況を確認していく必要があります。
- 総合相談支援への相談内容として、家族間で多くの問題を抱えているケースが増加しており、多職種協働での相談支援体制づくりが必要となっています。
- 認知症について正しい知識を持つことを目的に、主に事業所・団体・小学生に「認知症サポーター養成講座」を行いました。認知症高齢者の増加に伴い、今後は一般の方へ向けた講座の開設も検討していく必要があります。

(2) 高齢者保健サービス

- 運動指導室の利用者数が減少しているため、広報紙などでの周知、利用者の増加への取り組み方等の検討が求められます。
- 疾病の早期発見を目的として健康教育や健康相談、特定健診及び特定保健指導事業、各種がん検診や訪問指導を実施し、疾病の予防に努めましたが、利用者、受診者が固定しているため、今後は参加者の増加や受診率の向上に取り組む必要があります。

(3) 地域支援事業による介護予防の推進

- 二次予防対象者の方へ向けた介護予防事業については、新しい総合事業の開始に伴い一般介護予防事業へ移行し、継続して事業を行いました。
- 元気はつらつ教室、転倒予防教室、足腰げんき教室、リハビリ教室、いきいきくらぶなど、一般介護予防に関する取り組みを行っていますが、参加者の固定化がみられます。事業への参加だけにとどまらず、参加後も介護予防に対する意識の高揚、参加者の行動の変容につながるような内容を実施するとともに、地域へ広まるような取り組みを検討していきます。
- 認知症予防につながることを教室の内容として取り入れながら行いましたが、認知症の増加が考えられるため、さらに検討していく必要があります。

(4) 高齢者福祉サービスの充実

- 敬老会やプールの使用料免除、いきいき遊里工房、老人クラブ活動の推進など、高齢者の介護予防や健康づくりの場を提供しました。
- 生活支援サービスでは、ひとり暮らし老人防火訪問や緊急通報システムなど、ひとり暮らし高齢者へ向けた生活支援サービスを展開し、安心・安全な生活環境の整備に努めました。

第3章 計画の基本的方向

第1節 基本理念

本町の上位計画である「古殿町第6次振興計画（平成22年度～平成31年度）」では、本町が目指す将来像を『環境保全に貢献する安全安心な町』とし、福祉分野においては、『生きがいのある福祉社会づくりの推進』を町の方針として掲げています。

本計画においても、基本理念については引き続き前期計画を継承し、以下のように定めます。

基本理念

1. すべての住民が、健康で生きがいを持ち、能力と創造性を発揮できる長寿社会をめざします。
2. すべての住民が、介護を要する状態になっても、必要な介護サービス等を利用し、自立した高齢期を過ごすことができる体制づくりをめざします。
3. すべての住民が、家庭や身近な地域の中で支え合いながら、自分らしく安心して暮らせる地域社会づくりをめざします。

第2節 計画の基本目標

計画の基本理念と地域の現状を踏まえた5つの基本目標を定め、本計画を推進していきます。

基本目標1 地域包括ケアシステムの構築

地域包括ケアシステムとは、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目処に、重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護予防・住まい・生活支援が一体的に確保される体制のことであります。

高齢者が要介護状態等になっても可能な限り住み慣れた地域での暮らしを継続できるよう、国の掲げる地域共生社会の実現に向けた「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制の整備や、自立支援・介護予防・重度化防止など、地域包括ケアシステムのさらなる推進に取り組みます。

基本目標2 新しい総合事業の推進

これまでサービスの種類・内容・単価等が全国一律となっていた介護予防給付（要支援1・要支援2が対象）のうち、「訪問介護」と「通所介護（デイサービス）」について、地域の実情に応じ、住民を含めた多様な主体による柔軟な取り組みにより、効果的かつ効率的にサービスを提供できるよう、古殿町では平成28年3月より新しい総合事業が開始しています。

要介護・要支援者の多様な生活支援のニーズに対して、適切なサービスの提供を地域全体で推進していきます。また、要支援・要介護認定を受けていない高齢者に対しても、要介護・要支援状態になることを予防するために、運動機能向上や認知症予防などの介護予防事業の充実を推進します。

基本目標3 医療・健康づくり支援の推進

高齢化の進行に伴って認知症高齢者の増加も懸念されています。認知症への理解を深めるための普及啓発や、地域の実情に応じた体制整備、認知症の方の介護者への支援など、認知症の方やその家族を地域で支えるまちづくりを展開することが求められています。また、生涯にわたり心身ともに健康でいきいきと暮らすことができるよう、疾病予防や健康づくりの推進を図ります。

基本目標 4 高齢者への生活支援の充実

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯など、生活支援を必要とする高齢者が増えています。高齢者が地域で安心して暮らすためには、適切な情報提供により高齢者本人の自立を支援するとともに、災害時における支援体制の整備、虐待の防止や早期発見、権利擁護体制の充実など、安全な暮らしを支える仕組みが必要です。また、新しく開始された総合事業のより一層の充実を図り、共生社会の実現を目指します。

基本目標 5 介護保険サービスの充実

介護保険サービスの提供体制については、個人の状態やニーズに応じた適切な介護保険サービスが提供できる体制づくりに取り組みます。また、町民から信頼される介護保険制度であり続けるため、安定的かつ継続的な事業運営に努めます。

第3節 施策の体系

本計画の施策の体系を、以下のように設定します。

地域包括ケアシステムの構築	
(1) 地域包括支援センターを核とするケアの仕組みづくり ①高齢者見守りネットワーク ③地域ケア会議の推進 ②高齢者の実態把握 (2) 総合相談・支援体制づくり (3) 権利擁護の推進 (4) 在宅医療・介護連携の推進 (5) 認知症施策の推進 (6) 生活支援サービスの体制整備	
新しい総合事業の推進	
(1) 新しい介護予防・日常生活支援総合事業 ①訪問型サービス ③生活支援サービス事業 ②通所型サービス ④介護予防ケアマネジメント事業 (2) 一般介護予防事業 ①元気はつらつ教室 ④リハビリ教室 ②転倒予防教室 ⑤いきいきくらぶ ③足腰げんき教室	
医療・健康づくり支援の推進	
(1) 疾病予防の推進 ①健康教育 ④がん検診等 ②健康相談 ⑤訪問指導 ③特定健康診査及び特定保健指導事業 (2) 健康づくりの普及・推進 ①運動指導室の開放	
高齢者への生活支援の充実	
(1) 高齢者福祉サービス ①敬老会 ⑦いきいき遊里工房 ②敬老祝い金の支給 ⑧老人クラブ活動の推進 ③満100歳祝い金の支給 ⑨高齢者住宅改修事業 ④老人・障害者健康管理事業 ⑩行政等によるサービス（まちづくり事業） （指定施設利用券交付事業） ⑪ひとり暮らし高齢者自立支援事業 ⑤プールの使用料免除 ⑥ひとり暮らし老人防火訪問 (2) 生活支援サービス ①外出支援サービス ④ひまわりサービス ②寝具洗濯乾燥消毒サービス ⑤家族介護支援事業 ③緊急通報システム ⑥老人日常生活用具給付 (3) 高齢者福祉施設等	
介護保険サービスの充実	
(1) 介護予防サービス ①介護予防サービス ③介護予防支援 ②地域密着型介護予防サービス (2) 介護サービス ①居宅介護サービス ③居宅介護支援 ②地域密着型サービス (3) 施設サービス (4) 介護給付費等適正化事業 ①要介護認定の適正化 ④縦覧点検・医療情報との突合 ②ケアプランの点検 ⑤介護給付費通知 ③住宅改修等の点検・福祉用具購入・貸与調査	

各論

第1章 施策体系の展開

第1節 地域包括ケアシステムの構築

(1) 地域包括支援センターを核とするケアの仕組みづくり

高齢者がどのような心身の状態にあっても、できる限り地域で暮らし続けることを実現するためには、法律や制度に基づく公的なサービスの提供と同時に、住民相互の助け合い等が重要です。このため、年齢や心身の状態にかかわらず、町民の生活や介護を一体のものとして支援していくことを目指し、地域で包括的に支え合う福祉を推進します。

① 高齢者見守りネットワーク

住民同士が、日常生活の中でさりげなく地域での見守りにつながる活動を行うことにより、高齢者の異常の早期発見・早期対応に向けた連絡体制をつくります。

◆ 実施状況

区長・班長会で高齢者の見守りをお願いしているが、人口減少により班が機能していない地区があるため、住民同士での見守りができないところがあります。

◆ 今後の方向性

山間部の戸数減少地区における班の見守りの体制を検討します。

■ 指標

年度	実績値				推計値		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
高齢者見守りネットワーク実施回数(回)	7	8	10	9	10	10	10
高齢者見守りネットワーク参加者数(人)	188	193	412	247	180	180	180

②高齢者の実態把握

ひとり暮らし高齢者、または高齢者のみ世帯の日常生活の状況を、民生委員が訪問等を通して実態を把握し、緊急時の対応につなげます。

◆実施状況
ひとり暮らし高齢者、また高齢者のみ世帯の戸数が増加しています。
◆今後の方向性
民生委員や地域住民と協力、情報を共有しながら地域の状況を確認していきます。

■指標

年度	実績値				推計値		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
高齢者の実態把握回数（回）	7	8	10	9	10	10	10

③地域ケア会議の推進

誰もが、住み慣れた地域でその人らしい生活を継続することができるよう支援するために、個々の状況や変化に応じて、保健・医療・福祉・介護分野の関係者等で構成される地域ケア会議を開催します。そして、自立支援・重度化防止等に資する観点から、多様な支援を継続的かつ包括的に提供する地域ケアの総合調整等を行います。

個別ケースについての地域ケア会議は、地域包括支援センターにおいて行います。また、個々のケースの問題等、様々な視点から鑑みて、本町の施策を検討する地域ケア会議は生活福祉課において行います。

(2) 総合相談・支援体制づくり

本町は年齢や障がいの種別にかかわらず、誰もが必要な時に身近な地域の相談機関を通じた相談支援が受けられるような総合支援体制の構築を目指してきました。今後も地域包括支援センターを軸に相談支援体制の強化を図り、相談支援を必要とする町民に積極的に手を差しのべ、適切な支援につなげていきます。

◆実施状況
一家族の中において、様々な問題が重複している困難ケース（ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、認知症の方）が増加しています。
◆今後の方向性
家族を取り巻く医療・介護・行政等の多くの職種の方々が話し合う事で、協働で支援を検討する体制づくりを行います。

■指標

年度	実績値				推計値		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
総合相談支援事業 回数（回）	261	549	391	360	360	360	360
包括的継続的 ケアマネジメント 体制構築件数（件）	251	211	188	77	100	100	100

(3) 権利擁護の推進

総合相談・支援事業の中で、特に権利擁護の観点からの対応が必要と判断された方に対して、虐待防止に関する事業、成年後見制度の活用、消費者被害の防止等の諸制度活用の支援を行います。介護支援専門員等と情報連携を行う事で適時に対応します。

(4) 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供する仕組みづくりを検討していきます。

住民の方が病院から自宅へスムーズに退院し安心して生活ができるように、医療と介護において情報連携が強化されることとなり、平成28年度より福島県中圏域において、「退院調整ルール」の運用が開始されました。

個々の状況に応じて医療・介護等の多職種連携会議を開催し話し合うことで、よりよい地域を構築していきます。

(5) 認知症施策の推進

高齢化、生活習慣病の増加とともに、認知症の方の増加も考えられます。認知症になっても、住み慣れた地域で住み続けるためには、地域住民の認知症に対する理解を得るとともにその支援は欠かせません。そのためにも、認知症の正しい情報提供を行うとともに、認知症の方や家族を温かく見守り、支援する応援者となる認知症サポーターの養成を行います。また認知症と疑われる症状が発生した場合に、認知症の方やその家族が、医療や介護サービスをどのように受ければよいかをまとめた「知って安心・認知症」(認知症ケアパス)の普及をより一層推進していきます。

また平成29年度より石川管内の町村が合同で認知症サポート医と医療系、介護系の専門職からなる認知症初期集中支援チームを発足しました。認知症の早期段階に関わることにより、より早く医療機関に結びつけるほか、困難なケースについては諸問題に対しての対応策を検討します。

認知症地域支援推進員を地域包括支援センター、役場、健康管理センターに配置し、認知症に対する相談窓口としての機能を強化します。

■指標

年度	実績値				目標値		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
認知症サポーター養成講座参加者数(人)	30	41	94	101	60	60	60

(6) 生活支援サービスの体制整備

少子高齢化、核家族化、女性の社会進出などにより、高齢になってからのひとり暮らしや親の介護問題、子育てなど多くの面で地域での支えが必要になっています。本町においても、今後ますます少子高齢化等が進めば、現在行われているご近所付き合いなどの支え合いもなくなることが考えられます。そこで、地域の一人ひとりが「支え合い」ができるような仕組みづくりを検討することが重要です。

そこで、この仕組みづくりとして、平成28年度より住民を対象に生活支援体制整備の勉強会を重ね、平成29年度に古殿町全体を考える第1層の協議体として「げんきでいっかい」が立ちあげられました。その後、より身近な支え合いの仕組みとして各行政区単位(第2層の協議体)での生活支援体制整備の説明会も開催しました。

今後は、第1層の協議体と生活支援コーディネーターが共に生活支援体制の活動を推進し、定期的な情報交換や連携を図ります。また、地域の住民が気軽に集まれる居場所として、各地域に高齢者サロンの設置を目指し、高齢者が生きがいを見だし元気に暮らせる環境づくりに努めます。そして、生活支援サービスの体制整備に向けて、さらなる「支え合い」の仕組みづくりに努めていきます。

第2節 新しい総合事業の推進

総合事業は、要支援1・2の認定者への予防給付のうち、訪問介護（ホームヘルプ）、通所介護（デイサービス）について、町が取り組む地域支援事業に移行し、多様なサービスを提供できるようにする事業です。本町では平成28年3月より、総合事業を開始しています。

（1）新しい介護予防・日常生活支援総合事業

①訪問型サービス

要支援者などに対し、掃除、洗濯などの日常生活上の支援を提供するサービスで、地域の実情に応じたサービス内容や提供体制の整備に努めます。本町では今までと同様の訪問介護サービスを実施しています。要支援者等の多様な生活支援のニーズに対応するために、介護サービス事業所が行う緩和した基準によるサービスや、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス等の実施を検討していきます。

■指標

年度	実績値			推計値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問介護相当サービス利用者数（人）	0	6	4	5	6	7
訪問介護相当サービス給付額（千円）	0	465	956	1,116	1,300	1,400

※平成29年度の実績値は見込み

②通所型サービス

要支援者などに対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供するサービスで、地域の実情に応じたサービス内容や提供体制の整備に努めます。本町では今までと同様の通所介護サービスを実施しています。要支援者等の多様な生活支援のニーズに対応するために、介護サービス事業所が行う緩和した基準によるサービスや、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスの実施を検討していきます。

■指標

年度	実績値			推計値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
通所介護相当サービス利用者数（人）	0	19	17	19	20	21
通所介護相当サービス給付額（千円）	0	4,239	6,213	6,600	7,000	8,000

※平成29年度の実績値は見込み

③生活支援サービス事業

訪問型サービスや通所型サービスと一体的に行われる場合に効果があるサービスで、一般高齢者または要支援者などに対するサービスとして、既存の取り組みを生かしながら推進します。

④介護予防ケアマネジメント事業

総合事業によるサービス等が適切に提供できるよう、地域包括支援センターが要支援者等に対するアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じて、本人が自立した生活を送ることができるようケアプランを作成します。

(2) 一般介護予防事業

高齢者がいつまでも元気に過ごすことができるよう、また、介護が必要になっても、生きがいや役割をもって生活できる地域を目指した取り組みを行うため、平成28年3月より二次予防事業にかわり一般介護予防事業として各種事業を実施しています。教室への参加だけにとどまらず、参加後に介護予防に対する意識の高揚や行動変容につながるような内容を、事業を実施しながら検討していきます。

①元気はつらつ教室

平成28年度は総合事業の短期集中予防サービスとして実施、検討し、より多くの対象者に実施した方が効果的と考え、平成29年度より一般介護予防教室として行うようになりました。運動機能や口腔機能の低下がみられる方、また低栄養傾向がみられる方に対して、理学療法士や保健師の指導のもと器械を使用しての運動を行います。また歯科衛生士による、口腔機能に症状があり困っている方への指導や、栄養士による食生活等に関する指導を行います。

◆実施内容

5種類のトレーニングマシンを使った筋力トレーニング・個人の状況に合わせたバランストレーニング、持久力トレーニング・理学療法士による個別指導・歯科衛生士による個別指導・栄養士による個別指導

②転倒予防教室

主に運動機能低下がみられる方に対し、筋力アップ運動や転倒予防のための講話を実施します。参加することにより閉じこもり予防にもなります。

◆実施内容

運動指導士による筋力アップ運動・転倒予防のための講話

③足腰げんき教室

60～75歳までの方で、軽度の膝痛や腰痛等関節痛がある方に対し、運動指導士による指導や膝痛や腰痛等の予防と対処法の講習を実施します。

◆実施内容

運動指導士による集団指導、個別指導・主に膝痛、腰痛予防と対処法（運動やセルフケアなど）等

④リハビリ教室

疾病や外傷などにより身体機能の障がいや低下がみられる方に対し、リハビリ器具を使った個別トレーニングや作業療法による個別指導を実施します。また、参加者に歯科衛生士による口腔ケアの指導を行います。

◆実施内容

健康チェック・マシンやリハビリ器具を使った個別トレーニング・作業療法士による個別指導

⑤いきいきくらぶ

主に認知症のおそれのある方（物忘れが多くなってきた、家に閉じこもりになってきたなど）に対し、認知症予防やうつ予防を目的として、保健師、看護師等による運動やレクリエーション、手作業等を実施します。また歯科衛生士による、口腔機能に症状があり困っている方への指導や、栄養士による食生活等に関する指導を行います。

◆実施内容

健康チェック・体操（みんなの体操など）・創作活動（押し花作品など）・昼食作り（当番制）・畑で野菜作り、収穫・レクリエーション

■指標

年度	実績値				推計値		
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
元気はつらつ教室 実施回数 (回)	36	36	43	41	36	36	36
元気はつらつ教室 参加者数 (人)	411	242	260	230	230	230	230
転倒予防教室 実施回数 (回)	24	24	24	24	24	24	24
転倒予防教室 参加者数 (人)	674	632	612	600	600	600	600
足腰げんき教室 実施回数 (回)	13	10	10	10	10	10	10
足腰げんき教室 参加者数 (人)	168	147	135	140	140	140	140
リハビリ教室 実施回数 (回)	24	24	24	24	24	24	24
リハビリ教室 参加者数 (人)	342	285	299	280	280	280	280
いきいきくらぶ 実施回数 (回)	47	47	49	48	48	48	48
いきいきくらぶ 参加者数 (人)	640	654	666	650	650	650	650

※平成 29 年度の実績値は見込み

第3節 医療・健康づくり支援の推進

(1) 疾病予防の推進

①健康教育

生活習慣病や介護を要する状態への予防、その他健康に関する事項について、正しい知識の普及を図ることにより、参加者が「自らの健康は自らが守る」という意識を持ち、各個人が主体的に取り組み、認識と自覚を高め、壮年期からの健康の保持増進を図ることを目的に教室や講演会を開催します。

◆実施状況

健診の事後指導や生活習慣病予防のための教室を実施しています。毎年、健診で要指導となる方に変化がなく同じような顔ぶれになり、対象者は「また同じことを言われる」と考え参加しなくなる傾向があり、参加者が伸び悩んでいます。

◆今後の方向性

生活習慣病を予防することは介護予防にもつながるため、今後も本町の傾向を把握しながら教室や講演会を開催していきます。

■指標

年度	実績値				推計値		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
転倒予防教室 実施回数(回)	24	24	24	24	24	24	24
転倒予防教室 参加者数(人)	674	632	612	600	600	600	600
食育・栄養教室 実施回数(回)	8	3	3	5	6	6	6
食育・栄養教室 参加者数(人)	105	25	49	50	60	60	60
糖尿病予防教室 実施回数(回)	3	3	3	3	3	3	3
糖尿病予防教室 参加者数(人)	5	5	3	6	6	6	6

※平成29年度の実績値は見込み

②健康相談

心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導・助言を行います。高齢者においては、保健師が老人クラブごとに血圧測定をしながら現在の健康状態について相談を受けています。

◆実施状況

健診時や各地域でのサロンなどに出向いて行っています。地域によってサロンが開催されていない箇所もあり、健康相談が実施できていない地域があります。

◆今後の方向性

健康管理センターの保健師・栄養士が、各地区への老人クラブ、各種団体に対し、健康相談を行うことができることをPRし、より多くの町民が相談を受けられるようにします。

■指標

年度	実績値				推計値		
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
出張健康相談 実施回数（回）	30	27	43	40	40	40	40
出張健康相談 参加者数（人）	1,361	1,109	1,618	1,500	1,500	1,500	1,500

※平成 29 年度の実績値は見込み

③特定健康診査及び特定保健指導事業

生活習慣病の予防を目的に、疾病の早期発見、栄養・運動等の生活指導、適切な治療を行うために、40歳以上の方に対して特定健康診査（以下、特定健診という）及び特定保健指導を実施しています。

◆実施状況
定期的に通院している人も多いため、特定健診の受診率が上がらない現状です。保健指導についても、対象者にその必要性を理解してもらうことが難しく、実施に結びつかない状況です。
◆今後の方向性
特定健診受診率・特定保健指導実施率をともに上げるために検診未受診者対策や保健指導・未利用者対策を行います。

■指標

年度	実績値				目標値		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
特定健診 対象者数（人）	1,162	1,100	1,082	1,149	1,110	1,070	1,040
特定健診 受診者数（人）	525	352	443	399	460	450	440
特定健診 受診率（%）	45.2	32.0	40.9	34.7	41.5	42.0	42.5
特定保健指導 対象者数（人）	86	49	76	37	40	40	40
特定保健指導 参加者数（人）	29	29	36	35	36	37	38

※平成29年度の実績値は見込み

④がん検診等

生活習慣病対策の一環として、がんの予防に対する町民の関心を高め、早期発見・早期治療の徹底を図るため、各種検診を実施しています。

◇検診の種類

肺がん検診、胃がん検診、大腸がん検診（40歳以上の住民）、子宮がん検診（20歳以上）、乳がん検診（40歳以上）、骨粗鬆症検診（30～70歳の女性）、肝炎ウイルス検診（40歳以上の未受診者）、結核検診

◆実施状況

受診率向上に向けて、3年連続未受診の方や若年層の未受診の方へ通知を出すなど、ターゲットを絞った未受診者対策を実施しています。経年で見ると各検診ともに受診率については横ばいで推移していますが、県平均と比べると胃がん検診・肺がん検診の受診率は下回っています。

◆今後の方向性

疾病の早期発見のため、受診率向上に向けて引き続き、未受診者対策や検診を受けやすい環境づくりに取り組んでいきます。

■指標

年度	実績値				目標値		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
肺がん検診 受診率（%）	25.2	25.1	24.2	24.0	25.0	26.0	27.0
胃がん検診 受診率（%）	14.5	15.3	14.8	14.0	15.0	16.0	17.0
大腸がん検診 受診率（%）	27.6	28.5	28.4	27.0	28.0	28.5	29.0
子宮がん検診 受診率（%）	26.5	26.2	24.1	24.0	25.0	25.5	26.0
乳がん検診 受診率（%）	11.5	13.5	14.2	13.0	14.0	14.5	15.0
骨粗鬆症検診 受診率（%）	56.7	58.5	52.4	50.0	51.0	51.5	52.0
肝炎ウイルス検診 受診率（%）	5.5	3.4	7.6	5.0	6.0	6.5	7.0
結核検診 受診率（%）	28.4	27.9	29.1	27.0	28.0	28.5	29.0

※平成29年度の実績値は見込み

⑤訪問指導

特定健診・後期高齢者検診・がん検診の結果、緊急の対応が必要なケース、家族を含めての指導が必要なケースと介護予防が必要なケースについては、居宅を訪問し、今後の方向性について指導します。

◆実施状況
必要に応じて訪問を実施しています。特定健診結果で要医療・要指導だったケースの中には日中は仕事をしていたりする等、訪問対応できないケースもあります（特定保健指導では、対象者のうち、25%程度が対応できていません）。
◆今後の方向性
家庭訪問は自宅での状況を知り得る大事な機会であるため、様々な方法を取り入れながら対象者へアプローチを行います。

■指標

年度	実績値				推計値		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問個別指導 実施回数（回）	16	10	21	20	20	20	20
訪問個別指導 延べ参加人員（人）	16	10	21	20	20	20	20

※平成29年度の実績値は見込み

（2）健康づくりの普及・推進

①運動指導室の開放

運動指導室を開放し、運動器具を使用して体力増進及び機能回復訓練ができるようにします。

◆実施状況
月・水・木は8:30～17:00、火・金は8:30～21:00まで開放しています。利用者が固定化しており、利用者数が減っています。
◆今後の方向性
利用者数の増加を図るため、広報活動の充実や利用しやすい方法について検討を行います。

■指標

年度	実績値				推計値		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
運動指導室 利用者数（人）	2,383	1,999	1,302	1,662	1,600	1,700	1,800

※平成29年度の実績値は見込み

第4節 高齢者への生活支援の充実

(1) 高齢者福祉サービス

①敬老会

満75歳以上を対象に、町内の高齢者が一堂に会し、関係各機関及び民生・児童委員等の協力を得て敬老会を開催し、町民の敬老意識の向上を図ります。

◆実施状況
町内に住所を有する満75歳以上の高齢者を招待し、毎年実施していますが、出席率は30%弱となっています。
◆今後の方向性
イベントや余興等の活動内容を工夫し、高齢者に興味を持ってもらうことで出席率の向上を図ります。

■指標

年度	実績値				推計値		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
敬老会 対象者数(人)	1,240	1,215	1,189	1,155	1,100	1,100	1,100
敬老会 参加者数(人)	365	344	319	295	350	350	350
敬老会 参加率(%)	29.4	28.3	26.8	25.5	31.8	31.8	31.8

②敬老祝い金の支給

80、85、90、95歳を迎えた高齢者に対し、長寿を祝い敬老祝い金として5,000円を贈呈しています。また、85歳以上の高齢者には記念品を贈っています。

◆実施状況
80歳、85歳、90歳、95歳を迎えた高齢者に対し敬老祝い金及び85歳以上の高齢者に対し記念品の贈呈を行っています。
◆今後の方向性
今後も同様に贈呈を継続して行います。

■指標

年度	実績値				推計値		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
敬老祝い金の支給 対象者数(人)	223	206	198	184	170	165	160

③満 100 歳祝い金の支給

高齢者の長寿を祝い、満100歳の方に50万円の祝い金を支給します。

◆実施状況
満100歳の高齢者に対し祝い金を支給しています。
◆今後の方向性
今後も同様に継続して支給していきます。

■指標

年度	実績値				推計値		
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
満 100 歳祝い金の支給 対象者数 (人)	2	3	2	4	5	5	5

※平成 29 年度の実績値は見込み

④老人・障害者健康管理事業（指定施設利用券交付事業）

高齢者と心身に障がいをもつ方の保養の機会の確保と健康の増進、親睦の場とするために宿泊施設を利用する際に、1泊1,500円を助成（年3泊まで）しています。

◆実施状況と課題
利用者が年々減少しており、利用者も固定化されています。
◆今後の方向性
利用できる施設の追加など積極的な事業の広報を行い、多くの方に利用してもらうことで健康の増進を図ります。

■指標

年度	実績値				推計値		
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
老人・障害者健康 管理事業利用者数 (人)	664	498	458	400	500	500	500
老人・障害者健康 管理事業支出額 (千円)	996	747	687	600	750	750	750

※平成 29 年度の実績値は見込み

⑤プールの使用料免除

65歳以上の高齢者、身体障がい者の町民プールの使用料を免除し、健康増進の促進を図ります。

◆実施状況と課題
石川郡内5町村に住所を有する65歳以上の方及び身体障がい者を対象に使用料を免除し、健康づくりの普及・推進を図っています。
◆今後の方向性
今後も継続し実施していきます。

■指標

年度	実績値				推計値		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
プールの使用料免除利用者数（人）	17	13	6	5	10	10	10

※平成29年度の実績値は見込み

⑥ひとり暮らし老人防火訪問

ひとり暮らし高齢者の住宅火災による事故防止及び防火意識を高めるため、春と秋の防火週間に、消防署職員と町の消防団員の協力を得て、台所・風呂場等の点検を実施します。

◆実施状況
春、秋の火災予防週間に消防団と協力し、台所や風呂場の点検を実施しています。
◆今後の方向性
今後も継続し実施していきます。

■指標

年度	実績値				推計値		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
ひとり暮らし老人防火訪問実施回数（回）	2	2	2	2	2	2	2
ひとり暮らし老人防火訪問世帯数（世帯）	40	40	40	40	40	40	40

※平成29年度の実績値は見込み

⑦いきいき遊里工房

木工品、竹細工、わら細工、手工芸品を製作するとともに、皆が集まれる憩いの場所として提供し、高齢者の知識・技能を生かした生きがいつくりの促進や社会参加の機会の充実を図ります。

◆実施状況
高齢者の介護予防拠点施設として設置しています。木工品、竹細工、わら細工の制作などを行っていますが、利用される方に偏りがあります。
◆今後の方向性
皆が集まれる憩いの場を提供し、高齢者の知識・技能を生かした生きがいつくりの促進や社会参加の機会づくりを行います。

■指標

年度	実績値				推計値		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
いきいき遊里工房 参加者数（人）	381	556	520	550	530	530	530

※平成29年度の実績値は見込み

⑧老人クラブ活動の推進

高齢者の生きがいや健康づくりを推進するための中核組織である老人クラブへの加入を促進します。また、高齢者の活発な社会交流の場や機会の提供を図り、積極的な活動内容を支援します。

◆実施状況
65歳以上の方が登録をしていますが、新しい参加者が少なかったり、名前だけの登録で活動には参加されていない方が多くなっています。
◆今後の方向性
高齢者の方々が参加しやすいような、社会交流の場や機会の提供を図ります。

■指標

年度	実績値				推計値		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
老人クラブ登録者数 （人）	481	457	445	452	450	450	450

※平成29年度の実績値は見込み

⑨高齢者住宅改修事業

トイレの洋式化、手すりの設置、段差の解消など高齢者が生活しやすいように、住宅を改修する際の助成を行います。

◆実施状況
トイレの洋式化や手すりの設置、段差の解消など高齢者が生活しやすいよう住宅改修の助成を行っています。
◆今後の方向性
広報紙やホームページ、介護支援専門員からの声掛けなど様々な方法により周知を図り、住民の理解を深め必要な住宅改修が行えるよう助成を行っていきます。

■指標

年度	実績値				推計値		
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
高齢者住宅改修 受付件数（件）	9	12	8	9	9	9	9

※平成 29 年度の実績値は見込み

⑩行政等によるサービス（まちづくり事業）

誰もが安全で快適な暮らしができるまち、特に高齢者の閉じこもりを防止し、意欲的に活動できるバリアフリーのまちづくりを推進します。また、公共施設の環境整備に努めます。

⑪ひとり暮らし高齢者自立支援事業

65 歳以上のひとり暮らしの方を対象に自立生活の継続を目的として、調理や会食する交流の場を提供しています。男性のひとり暮らしの方も気軽に参加できる様な取り組みを実施します。

■指標

年度	実績値				推計値		
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
ひとり暮らし高齢者 自立支援事業利用者数（人）	62	49	45	60	60	60	60

※平成 29 年度の実績値は見込み

(2) 生活支援サービス

①外出支援サービス

福祉バスや、へき地バスなどの運行により、外出が困難な高齢者を居宅から町内の医療機関や公共施設等へ送迎します。また、リフト付車両の貸し出しを行い、高齢者等の外出支援を図ります。

◆実施状況
歩行困難な高齢者の増加により、バス停留所まで出かけられないためバスの利用者が減少しているほか、冬期間の降雪等による中型バスの運行に支障がみられています。
◆今後の方向性
バスの利用者の減少や冬期間のバスの運行等に対応するため、バスの小型化を含めたサービスを検討します。

②寝具洗濯乾燥消毒サービス

寝たきり高齢者、認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者等の衛生管理のため、希望者に対し寝具の丸洗い及び乾燥・消毒サービスを行います。

◆実施状況
寝具の引き取り、引き渡し日については高齢者の方が自宅で待機する必要がありますが、不在時には近隣での助け合いによって対応しています。
◆今後の方向性
サービス利用者の不在時の対応方法を検討するとともに、今後も同様に継続し実施していきます。

■指標

年度	実績値				推計値		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
寝具洗濯乾燥消毒サービス利用者数(人)	67	66	79	66	100	100	100

③緊急通報システム

ひとり暮らしの高齢者世帯、高齢者のみで構成する世帯等を対象に、緊急時に必要な措置が取れるよう緊急通報システムの設置を行います。

◆実施状況
緊急通報システムの設置により本人や離れた家族が、見守られていることで、安心して生活することができます。本人の不在時や入院時等の休止状態から再開にあたり、利用者から役場担当へ迅速な連絡が必要となるため、利用者や介護支援専門員の周知が必要となります。
◆今後の方向性
今後も継続し実施していきます。

■指標

年度	実績値				推計値		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
緊急通報システム利用者数（人）	108	101	94	95	105	105	105

※平成29年度の実績値は見込み

④ひまわりサービス

郵便事業会社と町社会福祉協議会の協定に基づき、郵便事業会社外務員が高齢者世帯へ、①励ましの声かけ訪問、②郵便物などの集荷サービス、③小学生からの励ましのメッセージを届けるサービスを行います。

◆実施状況
ひとり暮らしの70歳以上の方に対し、少しでも安心して生活して頂けるように、安否の確認を行っています。
◆今後の方向性
引き続き、ひとり暮らしの高齢者の方に対し、事業所や社会福祉協議会と連携しながら実施していきます。

⑤家族介護支援事業

在宅で要介護3以上となっている高齢者等の介護者に対し、介護用品を給付することにより、介護者等の介護負担を軽減し、高齢者の在宅生活の維持及び高齢者福祉の向上を図ります。

■指標

年度	実績値				推計値		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
家族介護支援事業利用者数（人）	69	75	66	55	55	55	55

※平成29年度の実績値は見込み

⑥老人日常生活用具給付

ひとり暮らし高齢者を対象に、日常生活用具（電磁調理器、火災警報器、自動消火器、杖）の給付、老人用電話の貸与を行い、高齢者の日常生活上の安全・安心の確保に努めます。

◆実施状況
電磁調理器や消火器の給付者はおらず、火災警報器の設置のみにとどまっています。
◆今後の方向性
高齢者のニーズや実情を踏まえ、日常生活用具の見直しの検討を行いながら、安全・安心の確保に努めます。

■指標

年度	実績値				推計値		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
老人日常生活用具給付利用者数（人）	—	—	23	25	25	25	25

※平成29年度の実績値は見込み

（3）高齢者福祉施設等

古殿町介護事業所「コスモス荘」は、平成7年に設置され建築後20年が経過しており、老朽化が進んでいることや駐車場やバリアフリーの問題が発生していることから、改修の必要性が生じています。また、少子高齢化の進行など、福祉行政を取り巻く環境が建築当時と大きく変わったため、多様化する町民の要望に答えられる「コスモス荘」の整備とともに、高齢者等の福祉・介護予防事業等の見直しを行います。

第5節 介護保険サービスの充実

(1) 介護予防サービス

要介護認定で要支援1、要支援2の認定者が利用する介護保険サービスです。一人ひとりの状態に応じて作成したケアプランに基づき、要介護状態の悪化を防ぎ、身体機能を低下させないような予防を中心としたサービスを提供します。

①介護予防サービス

サービス名	サービス内容
①介護予防訪問入浴介護	自宅の浴槽での入浴が困難な方に対して、浴槽を積んだ入浴車が要支援者の居宅を訪問し、看護職員や介護職員が入浴の介護を行います。
②介護予防訪問看護	医師の指示に基づき、看護師等が要支援者の居宅を訪問し、健康チェック、療養上の世話または必要な診療の補助を行います。
③介護予防 訪問リハビリテーション	医師の指示に基づき理学療法士や作業療法士等が要支援者の居宅を訪問し、要支援者の心身機能の維持回復及び日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。
④介護予防居宅療養管理指導	在宅で療養していて、通院が困難な要支援者へ医師、歯科医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが家庭を訪問し療養上の管理や指導、助言等を行います。
⑤介護予防通所 リハビリテーション (デイケア)	介護老人保健施設や診療所、病院等の医療機関において、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。
⑥介護予防短期入所生活介護 (福祉系ショートステイ)	特別養護老人ホームなどの福祉施設に短期間入所して、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や機能訓練などを行います。
⑦介護予防短期入所療養介護 (医療系ショートステイ)	介護老人保健施設や医療施設に短期間入所してもらい、医師や看護職員、理学療法士等による医療や機能訓練、日常生活上の支援などを行います。
⑧介護予防福祉用具貸与	要支援者の介護予防に資する用具を貸与します。
⑨特定介護予防福祉用具購入費	福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排せつに係る用具の購入費の一部を支給します。
⑩介護予防住宅改修費	在宅の要支援者が、住みなれた自宅で生活が続けられるために必要となる住宅の改修費の一部を支給します。
⑪介護予防 特定施設入居者生活介護	介護保険の指定を受けた有料老人ホーム等などが、入居している要支援者に対して入浴・排せつ・食事等の介助、その他必要な日常生活上の支援を行います。

	単位	実績値			推計値			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
①介護予防訪問入浴介護	回数	0	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0	0
②介護予防訪問看護	回数	7.8	11.8	2.6	14.2	14.2	14.2	14.2
	人数	1	1	1	1	1	1	1
③介護予防訪問 リハビリテーション	回数	0	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0	0
④介護予防居宅療養管理指導	人数	0	0	0	1	1	1	1
⑤介護予防通所リハビリ テーション（デイケア）	人数	14	11	9	9	9	9	9
⑥介護予防短期入所生活介護 （福祉系ショートステイ）	日数	3.3	1.2	1.7	0	0	0	0
	人数	1	1	1	0	0	0	0
⑦介護予防短期入所療養介護 （医療系ショートステイ）	日数	0	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0	0
⑧介護予防福祉用具貸与	人数	11	13	14	14	14	14	14
⑨特定介護予防福祉用具購入費	人数	1	1	1	1	1	1	1
⑩介護予防住宅改修費	人数	0	0	0	0	0	0	0
⑪介護予防特定施設入居者 生活介護	人数	0	0	0	0	0	0	0

※平成29年度の実績値は見込み。

※回（日）数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

②地域密着型介護予防サービス

サービス名	サービス内容
①介護予防認知症対応型 通所介護	デイサービスセンターなどにおいて、通所してきた軽度の認知症の要支援者に対して、入浴、排せつ、食事の介護、生活等に関する相談、健康状態の確認、機能訓練等を行います。
②介護予防小規模多機能型 居宅介護	通いによるサービスを中心にして、要支援者の希望などに応じて、訪問や宿泊を組み合わせ、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練を行います。
③介護予防認知症対応型 共同生活介護	認知症の高齢者が共同で生活する住居において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行います。

	単位	実績値			推計値			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
①介護予防認知症対応型 通所介護	回数	0	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0	0
②介護予防小規模多機能型 居宅介護	人数	0	0	0	0	0	0	0
③介護予防認知症対応型 共同生活介護	人数	0	1	0	0	0	0	0

※平成29年度の実績値は見込み。

※回（日）数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

③介護予防支援

サービス名	サービス内容
①介護予防支援	要支援1及び2と判定された方が、介護予防サービスを適切に利用できるよう、介護予防プランの作成や、サービス事業所との連絡・調整などを行います。

	単位	実績値			推計値			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
①介護予防支援	人数	48	30	16	8	8	8	8

※平成29年度の実績値は見込み。

※人数は1月当たりの利用者数。

(2) 介護サービス

在宅での生活を支援し、身近な地域で安心して過ごせるよう、介護サービスを提供します。

①居宅介護サービス

サービス名	サービス内容
①訪問介護（ホームヘルプ）	介護福祉士やホームヘルパーが要介護者の居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事を行います。
②訪問入浴介護	自宅の浴槽での入浴が困難な方に対して、浴槽を積んだ入浴車が要介護者の居宅を訪問し、看護職員や介護職員が入浴の介護を行います。
③訪問看護	医師の指示に基づき、看護師等が要介護者の居宅を訪問し、健康チェック、療養上の世話または必要な診療の補助を行います。
④訪問リハビリテーション	医師の指示に基づき理学療法士や作業療法士等が要介護者の居宅を訪問し、要介護者の心身機能の維持回復及び日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。
⑤居宅療養管理指導	在宅で療養していて、通院が困難な要介護者へ医師、歯科医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが家庭を訪問し療養上の管理や指導、助言等を行います。
⑥通所介護 （デイサービス）	日中、デイサービスセンターなどに通ってもらい、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や機能訓練などを日帰りで提供します。
⑦通所リハビリテーション （デイケア）	介護老人保健施設や診療所、病院等の医療機関において、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。
⑧短期入所生活介護 （福祉系ショートステイ）	特別養護老人ホームなどの福祉施設に短期間入所して、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や機能訓練などを行います。
⑨短期入所療養介護 （医療系ショートステイ）	介護老人保健施設や医療施設に短期間入所してもらい、医師や看護職員、理学療法士等による医療や機能訓練、日常生活上の支援などを行います。
⑩福祉用具貸与	要介護者の介護に資する用具を貸与します。
⑪特定福祉用具購入費	福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排せつに係る用具の購入費の一部を支給します。
⑫住宅改修費	在宅の要介護者が住みなれた自宅で生活が続けられるために、必要となる住宅の改修費の一部を支給します。
⑬特定施設入居者生活介護	介護保険の指定を受けた有料老人ホーム等などが、入居している要介護者に対して入浴・排せつ・食事等の介助、その他必要な日常生活上の支援を行います。

	単位	実績値			推計値			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
①訪問介護（ホームヘルプ）	回数	545.9	587.9	507.5	499.6	499.6	499.6	499.6
	人数	23	22	19	16	16	16	16
②訪問入浴介護	回数	15.1	11.4	8.9	4.0	4.0	4.0	4.0
	人数	4	3	4	4	4	4	4
③訪問看護	回数	97.3	85.8	104.7	142.3	142.3	142.3	153.6
	人数	15	15	17	18	18	18	19
④訪問リハビリテーション	回数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0	0	0	0
⑤居宅療養管理指導	人数	20	16	24	25	25	25	25
⑥通所介護 （デイサービス）	回数	728.0	669.5	666.1	579.3	579.3	579.3	587.5
	人数	93	91	92	84	84	84	85
⑦通所リハビリテーション （デイケア）	回数	207.9	287.8	317.5	364.0	364.0	364.0	392.2
	人数	28	37	40	44	44	44	47
⑧短期入所生活介護 （福祉系ショートステイ）	日数	326.8	330.9	393.8	428.6	428.6	428.6	450.2
	人数	43	36	43	41	41	41	43
⑨短期入所療養介護 （医療系ショートステイ）	日数	49.8	11.8	12.8	17.7	17.7	17.7	17.7
	人数	2	2	1	2	2	2	2
⑩福祉用具貸与	人数	77	77	82	82	82	82	82
⑪特定福祉用具購入費	人数	1	2	1	1	1	2	2
⑫住宅改修費	人数	1	1	1	1	1	1	1
⑬特定施設入居者生活介護	人数	0	0	0	0	0	0	0

※平成29年度の実績値は見込み。

※回（日）数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

②地域密着型サービス

サービス名	サービス内容
①定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的にまたは密接に連携しながら、定期巡回と随時の対応を行います。
②夜間対応型訪問介護	夜間において、定期的な巡回による訪問介護サービス、利用者の求めに応じた随時の訪問介護サービス、利用者の通報に応じて調整・対応するオペレーションサービスを行います。
③認知症対応型通所介護	デイサービスセンターや特別養護老人ホームなどにおいて、通所してきた認知症の要介護者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護や生活等に関する相談、健康状態の確認、機能訓練等を行います。
④小規模多機能型居宅介護	通いによるサービスを中心にして、要介護者の希望などに応じて、訪問や宿泊を組み合わせ、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練を行います。
⑤認知症対応型共同 生活介護	認知症の高齢者が共同で生活する住居において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行います。
⑥地域密着型特定施設 入居者生活介護	介護保険の指定を受けた入居定員が 29 人以下の有料老人ホーム等が、入居している要介護者に対して入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行います。第 7 期計画期間では、必要に応じて対応することとします。
⑦地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護	定員が 29 人以下の特別養護老人ホームに入所している要介護者に対して、入浴・排せつ・食事等の介護といった日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話をします。
⑧看護小規模多機能型 居宅介護	訪問看護と小規模多機能型居宅介護を組み合わせたサービスで、医療ニーズや高い中重度の要介護者の地域生活を支え、退院後の在宅サービスへのスムーズな移行や、家族介護者などの負担軽減を図る上で有効なサービスを行います。
⑨地域密着型通所介護	通所介護のうち、定員 18 人以下の小規模な事業所による食事・入浴・その他必要な日常生活上の支援や機能訓練などを日帰りで提供します。(平成 28 年度の改正により位置づけられました)

	単位	実績値			推計値			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数	0	0	0	0	0	0	0
②夜間対応型訪問介護	人数	0	0	0	0	0	0	0
③認知症対応型通所介護	人数	0	0	0	0	0	0	0
④小規模多機能型居宅介護	人数	0	1	1	2	2	3	3
⑤認知症対応型共同生活介護	人数	5	7	6	8	8	10	10
	必要利用定員総数	/	/	/	8	8	10	10
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	人数	0	0	0	0	0	0	0
	必要利用定員総数	/	/	/	0	0	0	0
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数	1	1	1	1	1	1	1
	必要利用定員総数	/	/	/	1	1	1	1
⑧看護小規模多機能型居宅介護	人数	0	0	0	0	0	0	0
⑨地域密着型通所介護	人数	/	6	8	12	12	12	15

※平成29年度の実績値は見込み。

※人数は1月当たりの利用者数。

③居宅介護支援

サービス名	サービス内容
①居宅介護支援	介護を必要とされる方が、自宅で適切にサービスを利用できるように、ケアマネジャーが心身の状況や生活環境、本人・家族の希望等にそってケアプランの作成や、様々な介護サービスの連絡・調整などを行います。

	単位	実績値			推計値			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
①居宅介護支援	人数	137	145	151	143	143	143	143

※平成29年度の実績値は見込み。

※人数は1月当たりの利用者数。

(3) 施設サービス

介護保険で「要介護（1～5）」に認定された方が利用することができる施設サービスを提供します。

サービス名	サービス内容
①介護老人福祉施設	常に介護が必要であり自宅で生活することが困難な寝たきりや認知症の方に対して、入浴、排せつ、食事などの介護や機能訓練、健康管理上の援助を行います。
②介護老人保健施設	病状が安定し、リハビリや看護・介護を必要としている方に対して、自立した生活を営めるよう機能訓練や日常生活の支援などを行います。
③介護医療院	介護医療院は、地域包括ケアシステムの5要素（医療、介護、生活支援、予防、住まい）のうち、介護療養型医療施設が持つ「医療」「介護」「生活支援」に加え「住まい」の機能を持った長期療養を目的とした施設であり、現行の介護療養病床からの転換を検討します。
④介護療養型医療施設	病状は安定していても自宅での療養生活は難しいという方に対して、必要な医療サービス、日常生活における介護、リハビリテーションなどを行います。

	単位	実績値			推計値			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
①介護老人福祉施設	人数	55	56	66	67	67	67	73
②介護老人保健施設	人数	41	43	46	45	45	45	46
③介護医療院	人数				0	1	2	3
④介護療養型医療施設	人数	1	3	2	2	1	0	

※平成29年度の実績値は見込み。

※人数は1月当たりの利用者数。

(4) 介護給付費等適正化事業

介護保険の円滑かつ安定的な運営を図るためには、真に必要なサービスが利用者に提供されることが重要です。要介護認定の適正化、ケアプランの点検、介護給付費通知、医療情報との突合・縦覧点検等による介護報酬請求の適正化や県との合同による監査指導の実施により、介護を必要とする利用者一人ひとりに応じた適切なサービスを提供し、不適切な給付等については是正しつつ、介護給付等費用適正化の取り組みを行います。

① 要介護認定の適正化

要介護認定の新規・変更・更新認定に係る認定調査の内容について書面の全件点検をすることにより、適正かつ公平な要介護認定の確保を図ります。

② ケアプランの点検

介護支援専門員が作成した居宅介護計画、介護予防サービス計画の記載内容について、事業者に提出を求め、点検及び支援を行うことにより、個々の受給者が真に必要なサービスを確保するとともに、ケアプランの質の向上を図ります。

③ 住宅改修等の点検・福祉用具購入・貸与調査

住宅改修申請時の書面点検及び事前訪問調査等を行い、受給者の状態に合った住宅改修が行われるようにします。また、福祉用具購入費支給申請時に書面を点検し、受給者の身体の状況に応じて必要な福祉用具の利用が図れるようにします。

④ 縦覧点検・医療情報との突合

複数月にまたがる介護報酬の支払状況を確認し、チェック一覧表を基に提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行います。また、福島県国民健康保険団体連合会から提供される入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性を確認します。

⑤ 介護給付費通知

受給者に対して、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況について通知しています。受給者が自ら受けているサービスを改めて確認し、適正な請求が図れるようにします。

第2章 介護保険事業の費用と負担

第1節 介護保険事業に係る給付費の見込み

介護保険事業計画の見直しにおけるサービス事業量の推計は、1人当たりの保険料の決定や町の財政に大きな影響を与えるものであり、慎重な対応が必要です。

本町では、平成27～29年度の介護給付実績データを精査し、国の提示した算定基準に基づき、平成30～32年度までの3年間と団塊の世代が後期高齢者となる平成37年度の介護保険給付費を算出しました。

(1) 介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス給付費の見込み

(単位：千円)

区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
(1) 介護予防サービス				
①介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
②介護予防訪問看護	428	429	429	429
③介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0	0
④介護予防居宅療養管理指導	57	57	57	57
⑤介護予防通所リハビリテーション	2,926	2,927	2,927	2,480
⑥介護予防短期入所生活介護	0	0	0	0
⑦介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0
⑧介護予防福祉用具貸与	1,241	1,241	1,241	1,241
⑨特定介護予防福祉用具購入費	354	354	354	354
⑩介護予防住宅改修費	0	0	0	0
⑪介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
(2) 地域密着型介護予防サービス				
①介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
②介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
③介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
(3) 介護予防支援	415	415	415	415
介護予防給付費計	5,421	5,423	5,423	4,976

(2) 介護サービス給付費の見込み

(単位：千円)

区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
(1) 居宅介護サービス				
①訪問介護	19,037	19,045	19,045	19,045
②訪問入浴介護	558	558	558	558
③訪問看護	7,884	7,888	7,888	8,495
④訪問リハビリテーション	0	0	0	0
⑤居宅療養管理指導	1,040	1,040	1,040	1,040
⑥通所介護	56,421	56,446	56,446	57,400
⑦通所リハビリテーション	36,861	36,877	36,877	38,916
⑧短期入所生活介護	44,539	44,559	44,559	46,966
⑨短期入所療養介護	2,029	2,030	2,030	2,030
⑩福祉用具貸与	14,065	14,065	14,065	14,065
⑪特定福祉用具購入費	333	333	666	666
⑫住宅改修費	1,007	1,007	1,007	1,007
⑬特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
(2) 地域密着型サービス				
①定期巡回・臨時対応型訪問介護看護	0	0	0	0
②夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
③認知症対応型通所介護	0	0	0	0
④小規模多機能型居宅介護	6,333	6,336	9,504	9,504
⑤認知症対応型共同生活介護	24,678	24,689	30,861	30,861
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	3,183	3,185	3,185	3,185
⑧看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
⑨地域密着型通所介護	13,490	13,496	13,496	16,570
(3) 施設サービス				
①介護老人福祉施設	215,084	215,180	215,180	233,611
②介護老人保健施設	141,964	142,028	142,028	145,339
③介護医療院	0	4,607	8,900	13,820
④介護療養型医療施設	8,896	4,293	0	0
(4) 居宅介護支援	27,324	27,336	27,336	27,336
介護給付費計	624,726	624,998	634,671	670,414
総給付費（介護予防給付費）＋（介護給付費）	630,147	630,421	640,094	675,390

(3) 標準給付費の見込額

(単位：円)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
総給付費（一定以上所得者負担の調整後）	630,024,641	637,802,438	655,269,572	691,405,053
総給付費	630,147,000	630,421,000	640,094,000	675,390,000
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額	122,359	183,614	186,684	194,307
消費税率等の見直しを勘案した影響額	0	7,565,052	15,362,256	16,209,360
特定入居者介護サービス等給付額	50,834,000	50,834,000	50,834,000	54,370,000
特定入所者介護サービス費等給付額	50,834,000	50,834,000	50,834,000	54,370,000
補足給付の見直しに伴う財政影響額	0	0	0	0
高額介護サービス等給付額	13,909,000	13,909,000	14,122,000	14,899,000
高額医療合算介護サービス費等給付額	2,777,000	2,777,000	2,820,000	2,975,000
算定対象審査支払手数料	421,632	421,632	428,112	451,656
審査支払手数料支払件数	7,808件	7,808件	7,928件	8,364件
標準給付見込額	697,966,273	705,744,070	723,473,684	764,100,709

(4) 地域支援事業費の見込額

(単位：円)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
地域支援事業費	17,951,000	18,226,000	18,111,000	20,510,000
介護予防・日常生活支援総合事業	8,537,000	8,668,000	8,613,000	9,754,000
包括的支援事業・任意事業	9,414,000	9,558,000	9,498,000	10,756,000

(5) サービス給付費の総額

(単位：円)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
サービス給付費総額 (標準給付見込額) + (地域支援事業費)	715,917,273	723,970,070	741,584,684	784,610,709

第2節 保険料額の見込み

(1) 第1号被保険者の保険料基準額

①第1号被保険者保険料基準額の算出方法

第1号被保険者の保険料基準額は、平成30～32年度の3か年における標準給付費見込額と地域支援事業費見込額等の合計額の一定割合（23.0%）を、所得段階別負担割合で調整した平成30～32年度の第1号被保険者延べ人数で除して求めます。

なお、下表に示したように事業により財源負担の内訳は異なりますが、第1号被保険者についてはいずれの場合でも負担割合は23.0%です。

また、国の負担分の内、財政調整交付金として全国平均で5%が各市町村間の高齢者の年齢構成や所得分布に応じて交付されます。交付割合が5%未満の場合、その差分が第1号被保険者の負担増となり、5%を超える場合は、その差分は第1号被保険者の負担減となります。

介護保険事業の財源負担の内訳

	第1号 被保険者	第2号 被保険者	国	県	市町村
居宅給付費	23.0%	27.0%	25.0%	12.5%	12.5%
施設等給付費	23.0%	27.0%	20.0%	17.5%	12.5%
地域支援事業 日常生活支援総合事業・介護予防事業	23.0%	27.0%	25.0%	12.5%	12.5%
地域支援事業 包括支援事業・任意事業	23.0%	0%	38.5%	19.25%	19.25%

②所得段階別加入人数

第7次計画中の第1号被保険者保険料基準額を算定する際に必要となる所得段階別の加入者人数は、平成29年4月1日現在の被保険者数を基準に下表のとおり算定しました。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第1段階	284	283	284
第2段階	131	131	131
第3段階	97	96	97
第4段階	486	484	485
第5段階	426	425	426
第6段階	240	239	240
第7段階	132	132	132
第8段階	74	73	73
第9段階	54	54	54
計	1,924	1,917	1,922

③介護保険事業費の財源内訳

第1号被保険者の保険料の推計は『地域包括ケア「見える化」システム』の将来推計機能を用いて、給付費見込額に報酬改定の見込みや介護給付費準備基金の取崩額等を考慮して計算しています。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
標準給付費見込額	697,966,273円	705,744,070円	723,473,684円	2,127,184,027円
地域支援事業費	17,951,000円	18,226,000円	18,111,000円	54,288,000円
第1号被保険者負担分相当額	164,660,973円	166,513,116円	170,564,477円	501,738,566円
調整交付金相当額	35,325,164円	35,720,604円	36,604,334円	107,650,102円
調整交付金見込交付割合	9.36%	8.92%	8.28%	
後期高齢者加入割合補正係数	0.8486	0.8685	0.8974	
所得段階別加入割合補正係数	0.9552	0.9553	0.9553	
調整交付金見込額	66,129,000円	63,726,000円	60,617,000円	190,472,000円
財政安定化基金拠出金見込額				0円
財政安定化基金拠出率	0.000%			
財政安定化基金償還金	0円	0円	0円	0円
準備基金の残高(平成29年度末の見込額)				31,722,547円
準備基金取崩額				8,050,000円
審査支払手数料1件あたり単価	54円	54円	54円	
審査支払手数料支払件数	7,808件	7,808件	7,928件	
審査支払手数料差引額	0円	0円	0円	0円
市町村特別給付費等	0円	0円	0円	0円
市町村相互財政安定化事業負担額				0円
市町村相互財政安定化事業交付額				0円
保険料収納必要額				410,866,668円
予定保険料収納率	97.14%			
保険料見込額(年額)				76,800円
保険料見込額(月額)				6,400円

④第1号被保険者の保険料

第1号被保険者の保険料については、別途条例で定めるものとします。

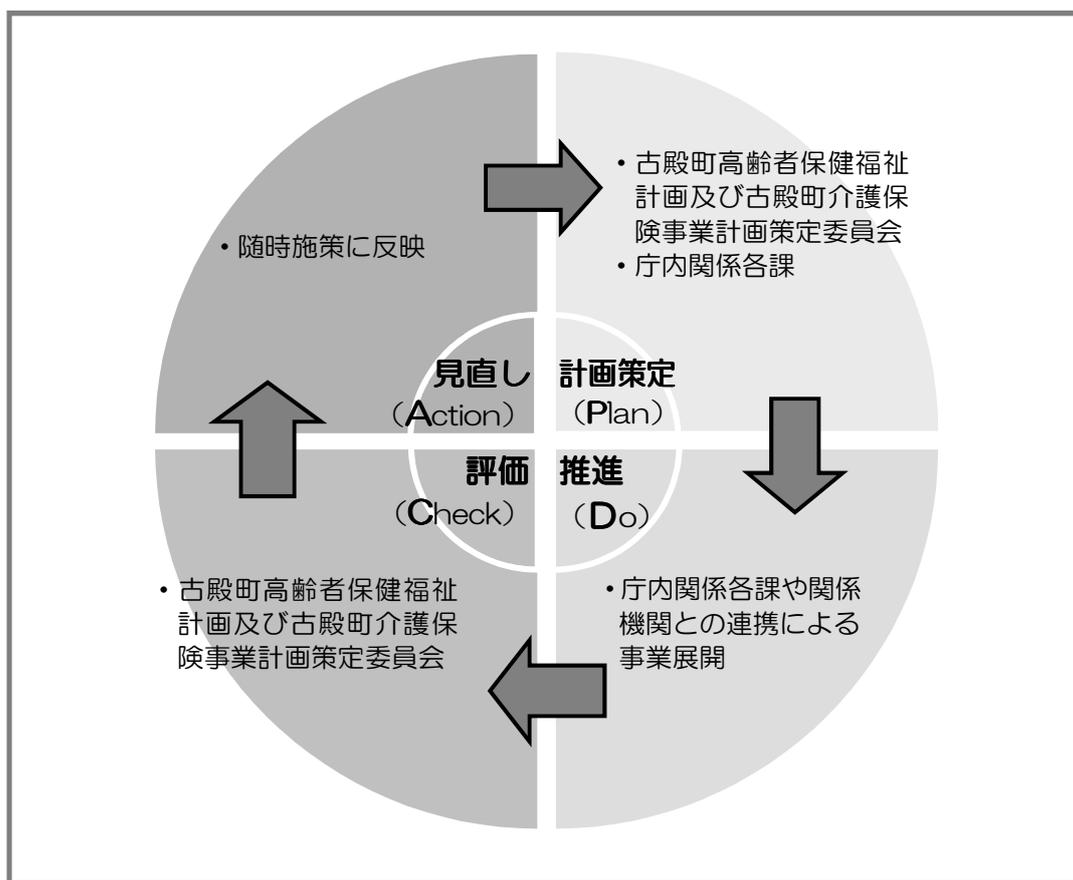
所得段階	内 容	保険料率	保険料月額
第1段階	生活保護受給者及び老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税者 本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.50 (0.45)	3,200円 (2,880円)
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	0.75	4,800円
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超	0.75	4,800円
第4段階	本人が住民税非課税だが、世帯の中に課税者がいて、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.90	5,760円
第5段階	本人が住民税非課税だが、世帯の中に課税者がいて、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超	1.00 (基準額)	6,400円
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満	1.20	7,680円
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上200万円未満	1.30	8,320円
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満	1.50	9,600円
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が300万円以上	1.70	10,880円

第3章 計画の推進に向けて

第1節 策定後の点検体制

本計画では成果目標の達成をはじめ、基本目標の達成を図りながら基本理念の実現を目指していきます。そのため、各年度における高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の達成状況や推進方策を検証するため、「古殿町高齢者保健福祉計画及び古殿町介護保険事業計画策定委員会」を年1回以上開催します。

また、計画に記載している内容については、高齢者福祉施策の推進、及び介護保険事業の円滑な運営が適切に行われているかを、保険者である本町がPDCAサイクルを回しながら評価、検証し、目標達成に向けたそれぞれの施策について必要な改善策を検討します。



第2節 保健・医療・福祉・介護の連携

高齢者の健康維持と介護予防の推進及び要介護者に対するサービスの提供では、保健・医療・福祉・介護の各分野に係るサービスが緊密な連携のもとに、効果的に提供されることが必要です。

本町では、地域包括支援センターが中心となり、高齢者に対して保健・医療・福祉・介護保険サービスが総合的に受けられるよう調整を行い、問題解決に取り組んでおり、今後も、各関係機関のさらなる連携強化を図り計画を推進します。

第3節 町民との協働

高齢者を取り巻く問題・課題は当事者本人やその家族の努力、また、事業者や行政の支援だけでは解決できるものではありません。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるには、それらの努力や支援のほかに民生・児童委員、地域住民やボランティアなどの様々な支援や協力が必要です。町民にこの計画を理解していただき、地域住民や関係者との連携・ネットワーク化を積極的に推進していきます。

資料編

1. 古殿町高齢者保健福祉計画及び古殿町介護保険事業計画 策定委員会設置要綱

平成14年3月29日

訓令第2号

改正 平成16年3月31日訓令第4号

(設置)

第1条 本格的な高齢化社会に備え、高齢者の保健・医療・福祉の全般にわたるサービスの充実を図り、もって円滑な介護保険制度の運営に資するため、古殿町高齢者保健福祉計画(以下「高齢者福祉計画」という。)及び古殿町介護保険事業計画(以下「介護保険事業計画」という。)について審議するため、古殿町高齢者保健福祉計画及び古殿町介護保険事業計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 高齢者福祉計画に関すること。
- (2) 介護保険事業計画に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、10名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者代表等の関係者をもって組織し、町長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。
- 3 委員長は、委員会の事務を統括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、会議の内容により必要があると認めるときは、委員以外のものの出席を求め、意見又は説

明を聞くことができる。

(検討委員会)

第7条 委員会に検討委員会を置く。

2 検討委員会は、町職員の中から町長が任命し、計画に盛り込むべき内容等を調査及び検討し、関係各課間の意見調整を図る。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、生活福祉課内に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

2 古殿町老人保健福祉計画見直し及び古殿町介護保険事業計画策定委員会設置要綱(平成11年訓令第14号)は廃止する。

附 則(平成16年訓令第4号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

2. 古殿町高齢者保健福祉計画及び古殿町介護保険事業計画 策定委員会委員名簿

No.	氏名	第3条の組織	備考
1	矢内 伸幸	学識経験者	委員長
2	緑川 和子	学識経験者	副委員長
3	岡部 恵美子	学識経験者	
4	佐々木 厚博	保健医療関係者	
5	永沼 祥二	保健医療関係者	
6	佐藤 富男	福祉関係者	
7	掛田 弥生	福祉関係者	
8	菅生 誠	被保険者代表（第1号）	
9	酒井 峰子	被保険者代表（第2号）	
10	宗田 仁子	サービス提供関係者	

(敬称略)

3. 古殿町高齢者保健福祉計画及び古殿町介護保険事業計画 策定検討委員会設置要綱

平成14年3月29日

訓令第1号

改正 平成16年3月31日訓令第4号

平成17年4月1日訓令第1号

平成19年3月30日訓令第13号

平成24年1月25日訓令第1号

注 平成24年1月から改正経過を注記した。

(設置)

第1条 古殿町高齢者保健福祉計画(以下「高齢者福祉計画」という。)及び古殿町介護保険事業計画(以下「介護保険事業計画」という。)の策定にあたり、これら計画に盛り込むべき内容等を調査、検討するとともに関係各課の意見調整を図るため、古殿町高齢者保健福祉計画及び古殿町介護保険事業計画検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 高齢者福祉計画に関する事。
- (2) 介護保険事業計画に関する事。
- (3) 被保険者に関する事。
- (4) 介護保険給付に関する事。
- (5) 保険料の設定に関する事。
- (6) 条例等の制定に関する事。
- (7) 各関係課の意見調整に関する事。
- (8) その他必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 検討委員会は、副町長、総務課長、住民税務課長、地域整備課長、健康管理センター次長、教育次長をもって構成し、委員長に副町長を充てる。

(平24訓令1・一部改正)

(職務)

第4条 委員長は、会議の事務を統括する。

2 委員長に事故あるときは、生活福祉課長がその職務を代理する。

(平24訓令1・一部改正)

(会議)

第5条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 委員長は、会議の内容により必要があると認めるときは、委員以外の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(事務局)

第6条 検討委員会の事務局は、生活福祉課内に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

2 古殿町老人保健福祉計画見直し及び古殿町介護保険事業計画検討委員会要領(平成11年訓令第15号)は廃止する。

附 則(平成16年訓令第4号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年訓令第1号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年訓令第13号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成24年訓令第1号)

この訓令は、平成24年2月1日から施行する。

4. 用語の解説

【あ行】

アセスメント

問題解決のための援助活動に先立って行われる総合評価、または初期・事前評価を指す。介護保険制度では、ケアマネジメントの過程の一つとして、介護サービス計画の作成に先立つ課題分析として位置づけられる。

【か行】

介護給付費

1年間の介護保険給付費の総額のこと。居宅介護サービス費・施設介護サービス費等の介護給付に係る費用及び居宅支援サービス費等の予防給付に要する金額の合計で、半分を介護保険料、残り半分を公費で賄っている。

介護支援専門員

要介護・要支援認定を受けた人等の希望や心身の状況、生活環境等を把握して居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、適切な介護サービスの利用ができるよう市区町村や事業者等との連絡、調整等を行う人。通称ケアマネジャー、略称ケアマネと呼ばれる。

介護予防

家に閉じこもりがちな高齢者、要介護状態になるおそれのある高齢者等に対し、通所等による各種サービスを提供することによって、社会的孤立感の解消、自立生活の助長及び要介護状態の予防を行うこと。

緊急通報システム

急病等の緊急事態が起こった際に、ボタンを押すとコールセンターへ通報できる装置のこと。事前に自宅の電話回線を利用して設置する。本体と、自宅内の各部屋へ移動しても利用できるように、ペンダント型またはリストバンド型の装置を貸与している。

ケアプラン

要介護・要支援に認定された本人や家族の希望に添った介護サービスを適切に利用できるように、本人や家族の心身の状況や生活の環境等に配慮し、利用する介護サービスの種類や内容を定めた「介護サービスの利用計画」のこと。

ケアマネジメント

利用者の必要とするケアを調整する機能を果たす援助で、利用者が社会生活を行う上での様々なニーズに対応して、適切な地域資源と結び付けることをいう。

権利擁護

自己の権利や援助ニーズを表明することが困難である人を、あらゆる形態の権利侵害やその可能性から擁護するとともに、生活を送る上で必要なすべての権利を保障するという考え方やその実践。

高齢化率

65歳以上の人口が総人口に占める割合。

骨粗鬆症

長年の生活習慣などにより、骨がスカスカになって弱くなる病気で、骨の変形や骨折を起こしやすい状態のこと。高齢者、特に閉経後の女性に多くみられる。

【さ行】

作業療法士

身体または精神に障がいのある者などに対し、種々の作業活動を用いて治療や訓練指導、援助を行い、積極的な生活を送る能力を獲得させることを業務とする者。理学療法士及び作業療法士法による国家資格を持つ。

生活習慣病

食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣がその発症・進行に關与する疾患の総称。日本人の三大死因であるがん、脳血管疾患、心疾患及び脳血管疾患や心疾患の危険因子となる動脈硬化症、糖尿病、高血圧症、脂質異常症等はいずれも生活習慣病である。

成年後見制度

判断能力の不十分な認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等を保護するための民法上の制度で、本人の財産管理や施設等への入退所等の契約を適切な保護者（後見人・保佐人・補助人）が代行して行うことで、本人の権利を守る制度です。

【た行】

団塊の世代

1947～49年頃のベビーブームに生まれた世代のこと。

地域ケア会議

地域住民、民生・児童委員、福祉委員、保健・医療・福祉の専門家等がニーズを抱える住民の福祉等の課題について話しあい、解決方法等を検討する会議。

地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるようにするため、介護予防、介護保険、地域の保健・福祉・医療サービス等のケアマネジメントを行い、高齢者の生活を総合的に支える機関。

地域密着型サービス

認知症等で介護を必要とする高齢者ができる限り住み慣れた地域で生活を継続できるように24時間体制で生活を支えるために提供される多様で柔軟な介護サービス。市町村が事業者指定の権限を持ち、原則としてその市町村の介護保険の被保険者のみが利用できる。

特定健康診査

実施年度において、40～74歳となる医療保険の加入者を対象として、国民健康保険、健康保険組合等の各医療保険者が実施する健康診査。平成18年の医療制度改革により、平成20年4月から始まった。

特定保健指導

特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣の予防効果が多く期待できる人に対して、生活習慣を見直すサポートをする。リスクの程度に応じて、動機付け支援と積極的支援がある。

【な行】

認知症

脳の障がいによって起こる病気で、アルツハイマー型と脳血管性の大きく2つに分けられる。短期間に急激に脳の機能が低下する傾向にあり、老化による機能の低下とは異なる。

認知症サポーター

認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として日常生活の中での支援する人のこと。

【は行】

バリアフリー

「障壁がないこと」を指す。障がいのある人、高齢者などの行動を阻害するような都市、環境、建築等の物理的バリア、さらに人間の心理的なバリア、そして社会的制度におけるバリアなど、すべての「障壁」を取り除こうという考え方。

ボランティア

個人の自発的な意思により、福祉などの事業活動に参加する人、もしくは行為そのもの。サービスとして提供される場合は無償と有償の場合がある。

【や行】

ユニバーサルデザイン

バリアフリーはもともとあった障壁を取り除くことを目指していたのに対し、ユニバーサルデザインは最初からすべての人に使いやすいように配慮されたデザインのこと。

要支援・要介護認定者

介護保険制度において、被保険者が介護を要する状態であることを保険者である市町村に認定された人。介護保険の利用には、要介護認定を受けなければならない。

【ら行】

理学療法士

身体機能の回復を電気刺激、マッサージ、温熱その他理学的な手段で行う専門技術者。理学療法士及び作業療法士法による国家資格を持つ。

リハビリテーション

身体的、精神的、かつまた社会的に最も適した生活水準の達成を可能とすることによって、各人が自らの人生を変革していくことを目指す、時間を限定した過程のこと。

古殿町
第8次高齢者福祉計画
第7次介護保険事業計画
～ふるどの高齢者いきいきプラン～

平成30年3月

発行：古殿町 生活福祉課

〒963-8304 福島県石川郡古殿町大字松川字新桑原31番地

電話 0247-53-4616 FAX 0247-53-3154

ホームページ <http://www.town.furudono.fukushima.jp>